

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 4 ）			
日 時	平成 2 3 年 1 0 月 5 日（水）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	佐々木（茂）委員長、秋元副委員長、吹田、川畑、高橋、濱本、 斎藤（博）、新谷、山田各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局経営管理各部長、水道局・生活環境部・建設部・ 保健所各参事、保健所長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斎藤博行委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が高橋委員に、中村委員が吹田委員に、上野委員が山田委員に、山口委員が斎藤博行委員に、北野委員が新谷委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○高橋委員

◎周産期医療支援事業費補助金について

最初に、決算説明書175ページに載っております保健対策費の中から、周産期医療支援事業費補助金について伺います。

まず、この事業の内容について説明をお願いいたします。

○（保健所）保健総務課長

周産期医療支援事業費の概要といたしましては、本市も含む後志二次医療圏において、小樽協会病院が北海道から地域周産期母子医療センターの指定を受けており、ハイリスクの出産等に対応していただいている病院であります。医師の不足等から収益等も大変厳しい状況にあるといった状況の中で、地元での安全な出産、また安心して子育てができる環境づくりにつなげるためにも、この体制がぜひとも必要であることから、北後志6市町村で周産期医療に対しての財政的支援を行うといったものであります。

○高橋委員

その経過について何点か伺いたいのですけれども、そもそもどういう形でこの話が出てきたのか、説明をお願いします。

○（保健所）保健総務課長

この補助金が始まった経過等については、正確な記憶ではないのですが、平成21年6月に北海道社会事業協会の役員の方が、社会事業協会病院を設置している自治体を訪ね、小樽のほかにも各協会病院がありますので、小樽市を訪ねた際に、市長、副市長、保健所長に対しまして、小樽の協会病院の体制を維持していくためにいろいろな意味での支援をお願いしたいといった中で、小樽では特に周産期医療に対しての財政的支援をお願いしたいといった経過がありました。これを具体化していくに当たりまして、市内部で協議をしましたところ、北しりべし定住自立圏構想が22年4月に締結をしたところでもあったので、この関係6市町村で支えていこうといった話になったものでございます。

○高橋委員

協会病院からは、どういう形で支援してほしいという具体的な内容はありましたか。

○（保健所）保健総務課長

平成22年1月に北海道社会事業協会小樽病院から、小樽・後志管内の地域医療を守るための要望書といった文書が参りました。小児科・産科の周産期医療については、時間を問わず患者が発生し、また訴訟リスクも高いといった中で医師の確保が極めて困難であること、患者からの要求があります心臓、腎臓、精神疾患といった特殊外来の体制を確保していかなければならないこと、またスタッフの確保が十分でないといったことから、小樽・北後志地

区におけます周産期医療の実施に当たって適切な財政支援を検討願いたいということと、国・北海道に対しまして、周産期医療体制の維持に向けて財政的な救済制度の創設を働きかけてほしいという要望書が届けられております。

○高橋委員

金額が770万円と出ておりますけれども、積算根拠についてお知らせいただきたい。

○（保健所）保健総務課長

平成22年度に執行いたしました770万円の算出の根拠といたしましては、支援の具体的な方法といたしまして、先ほどお話しいたしました北しりべし定住自立圏構想を構成する6市町村全体で支えていくという観点から、基本割、また出産数に応じた利用割といった額を合算したものを補助金額として決めたところです。具体的に基本割は、構成の6市町村が全体で支援をしていくという観点から、それぞれの自治体が5万円を、また利用割に関しましては、実施する前年の1月から12月までに出生された子供の数に1人当たり2万円を掛けた金額を出して、基本割が5万円の6市町村で30万円、出生数が370名ですので、2万円を掛けた740万円、合計770万円を補助金として執行したものです。

○高橋委員

決算ですから、これを支出したわけですが、小樽協会病院としては、それを受けて保健所に何か御意見がございましたか。

○（保健所）保健総務課長

確かに平成22年1月からこういった要望が寄せられた中で、北しりべし定住自立圏構想を構成する6市町村全体で支えていくということで始まったものですが、実際には小樽協会病院で実践する周産期医療については、まだ大変な要素があるといったお話も聞いております。実際にどういったものが大変なのかといったことを協議した上で、この補助金に反映していきたいというふうに考えておりますので、小樽協会病院からはそういったことについてのお話を聞いているところであります。

○高橋委員

母子医療センターを調べてみましたが、ほとんどが市立病院若しくは大学病院の中にあるという状況になっております。後志については小樽協会病院ですから、小樽は特異性があると思っております。

それで、770万円の積算根拠を聞きましたけれども、基本割にしても、小樽市の5万円はいかがというふうに思います。そして、出生数で1人当たり2万円となると、逆に出生数が減っているわけですから、補助金もどんどん減っていくということで、これもいかがかと思っているわけです。

全体事業費として周産期で幾らかかっているのか、小樽市としては周産期医療を担っていただいているわけですから、その辺の考え方を含めて、どのように負担していくかという考え方が必要ではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○保健所長

周産期医療に関する補助金についての今後の考え方という御質問かと思いますが、今後これをどのような考え方で補助していったらいいのかということについて、現在、検討を進めているところでございます。委員の御指摘のとおり、出生数で考えていくのではだんだん減っていくのではないかという意見も出ておりますので、るる検討中でございます。

○高橋委員

民間病院ですから、具体的に幾らかかっているかというのはなかなか出しづらいと思います、表には。ですが、本来であれば小樽市の市立病院だとか、若しくは公的病院、協会病院も公的病院ですが、そういうことを考えると、この二つの条件のほかに小樽市の負担割を加えるべきだと私は思うのです。

所長からは、あまり具体的は答弁が出ませんでしたけれども、私はその辺を加味して、具体的に医師に係る費用

だとか、負担を軽減するための補助みたいなことを考えて金額を算出し、ぜひともこれにプラスしていただきたいと思っているのですが、所長の意見はいかがでしょうか。

○保健所長

先ほどの繰り返しになりますが、ただいま考えておりますのは、出生数が減っていく中で、補助金を出生数に応じて決めていくことになりますと減ってまいりますので、それはちょっと考え直す必要があるというふうには思っております。

それから、一般論でございますけれども、例えば産科なら産科、小児科なら小児科だけを取り上げて収支を見ることが本当に適切かどうかという点については、なかなかこれは難しい問題がございます。といいますのは、総合病院でございますので、トータルとしていろいろな形で収入支出が動くものですから、総合病院である協会病院の周産期医療だけを取り上げてということで本当にいいのかどうか、また病院側も、なかなか答えが出しにくいのではないかと思います。ですから、いろいろと複雑な要因がある中で、だれもが納得する形で進んでいくにはどうしたらいいか、まだちょっと検討材料が残ってございますので、今、明確に答弁はできませんが、少なくとも毎年毎年減っていくという形は、是正しなければいけないというふうには考えてございます。

○高橋委員

やはりこの部門は不採算部門ですから、どこが受けても大変だと思うのです。そういう意味で、何回も繰り返しますけれども、やはり小樽市として政策的に、ではどうするのかということを考えながらやらないと、確かに民間病院の経営ですけれども、できれば所長からもう少し具体的にどのぐらいかかっているのか、どういうことを補助してほしいのか、小樽市としてどういう手当てができるのかというのを逆に聞いてほしいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○保健所長

小樽協会病院からいただいた前回の書面には、具体的な数字等々が一切入ってございませんでしたので、具体的にどのようなことがあるのか、先ほども申し上げたように、周産期医療だけの収支を単純にそのまま引き継いで何かを考えるわけにはまいりませんけれども、せめて現状をお示しいただけないかということは、再三にわたってお願いをしております。しかし、なかなか出せない難しい面もございまして、いまだに明確なお答えはいただけない中で、それをいただければ、もちろんそれを参考にして決めていきたいとは思っておりますけれども、それだけでは決まらない考え方もございますので、何度も繰り返してで申しわけございませんが、今、資料をいただく中で検討を進めている最中でございます。

○高橋委員

端的に聞きますけれども、決算はわかりました。それで、予算も同額で組んでいるわけですが、今後、補正という考え方があるのかなのか。私はありにしていきたいと思うのですが、その辺の考え方をお願いします。

○保健所長

周産期医療は、市としても大変大きな課題でございますので、新市長のお考えによって変わる側面はあるだろうというふうに考えてございます。

○高橋委員

保健所長からも市長に、ぜひ補正をお願いしたいという観点で議論していただきたいと思います。これは要望でございますので、よろしくお願いします。

◎し尿処理費について

次に、決算説明書の179ページのし尿処理費について、少し議論をさせていただきます。

まず、数字の確認をしたいと思っておりますけれども、直近5年間の動きを見てみたいと思っておりますので、し尿処理手数料収納事務委託料と収集運搬委託料について、平成18年度と22年度を比較して、それぞれの金額、延べ人数、それ

から率についてお答えいただきたいと思います。

○（生活環境）管理課長

まず、し尿処理手数料収納事務委託料の金額と人数の推移でございますけれども、委託料につきましては、平成18年度が326万2,710円、22年度が173万9,334円、率にして46.7パーセントの減となっております。延べ人数でございますが、18年度が1,900人、22年度が1,323人、率で30.4パーセントの減となっております。

次に、収集運搬委託料でございますが、18年度が7,699万6,500円、22年度が7,299万8,100円、率で5.2パーセントの減となっております。

○高橋委員

次に、これに対しての収入ですけれども、し尿処理手数料も同じく一般家庭と一般家庭以外の2種類について、金額、率を平成18年度と22年度の比較をお願いします。

○（生活環境）管理課長

し尿処理手数料の一般家庭と一般家庭以外の部分について説明いたします。

まず、一般家庭でございますけれども、収集量は、平成18年度が3,986.57キロリットル、22年度が3,071.42キロリットル、率で23パーセントの減となっております。金額につきましては、18年度が3,209万2,249円、22年度が2,472万4,908円、こちらにつきましても23パーセントの減額となっております。

一般家庭以外の収集手数料でございますが、収集量は、18年度が2,350.68キロリットル、22年度が1,623.64キロリットル、率で30.9パーセントの減となっております。金額は、18年度が2,832万5,679円、22年度が1,956万4,862円、こちらにつきましても30.9パーセントの減となっております。

○高橋委員

状況の確認をしたいのですが、まず委託料が46パーセント減になりました。件数が1,900人から1,323人と大幅に減っております。この要因について確認したいと思います。

○（生活環境）管理課長

徴収委託の件数の減は、当然、件数により金額の減になるわけですが、下水道が普及したことにより、くみ取り世帯が少なくなる部分で全体的に少なくなった影響があると思います。

○高橋委員

では、600件近く下水道に変わったということなのですか。死亡したという理由ではないのですか。

○生活環境部長

収納事務委託料につきましては、あくまでも滞納者に対しての収納委託でございます。ですから、し尿処理の件数はもちろん減っておりますけれども、あくまでも滞納者がそれだけ減っているということかと思っております。

○高橋委員

次に、収入ですけれども、一般家庭で23パーセント、一般家庭以外は30パーセントとなっております。一般家庭以外という中身とそれぞれ減少している内容について、その要因をお答えいただきたいと思います。

○（生活環境）管理課長

それについては全体的な量でございますので、下水道の普及により全体の収集量が減ってきたことが減少の理由になると思います。

また、一般家庭以外といいますのは、事業所と仮設トイレ、そういった部分のくみ取りの手数料でございます。

○高橋委員

気になるのは、収集運搬委託料なのです。率にして5パーセントしか下がっていないのです、この5年間で。ほかのものは、20パーセントないし30パーセントが下がっていることになります。

伺いますけれども、この委託契約がどのように行われているのか、それと委託契約料の約7,300万円の内容につい

てお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）管理課長

し尿処理の収集運搬委託の契約内容でございますけれども、この作業をやっている業者は、もともと個人でやっていた業者を集約してつくった会社でございますので、その業者 1 社しかないということで、毎年その業者との随契をしております。

委託料の額につきましては、それに係る車両の経費、あるいは事務経費を合計いたしまして、全体としてこの事業をやっていただくということで、総額で契約をしてございます。

（「7,300万円の内訳は」と呼ぶ者あり）

大変申しわけありませんが、今手元に細かい内訳を持ってきておりませんので、後ほどお知らせさせていただきたいと思います。

○高橋委員

平成18年度が約7,700万円で22年度が7,300万円と400万円しか落ちてないということになります。右肩下がりですから、若干下がるのは理解できますけれども、なぜこのように下らないかその理由について伺いたいのです。要するにもうこれが限界なのか、それともその契約内容や積算根拠がよくわからないので、聞きたいと思うのですけれども、何が要因でこういうふうになっているのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

収集量などの減少に見合う形で委託料が減っていないという御指摘ですけれども、確かに収集量的には減ってございますけれども、収集する市域がそれに見合って狭くなっているわけではございません。し尿処理場が銭函にございますけれども、そこから離れた地域のくみ取り世帯がまだ残っておりますので、効率が悪くなっているという面がございます。

それから、一般家庭以外の事業所なりというところは、量的にも件数的にも減っているのですけれども、工事現場などの仮設トイレについては量的には大変少ないのですけれども、件数が相当あるということ、それから先ほどの効率性といった部分もあわせて、ある程度の体制の維持をしていかなければならないので、それに見合う委託料ということで、このような推移になってございます。

○高橋委員

この7,300万円の積算内容がわからないので、具体的な議論はできないのですけれども、逆に言うと、この1社しかないというのも要因の一つではないのかと思っているのですが、その辺はいかがですか。

○（生活環境）管理課長

先ほど、その業者ができた経緯を示しましたがけれども、それで随意契約をしているのですけれども、いわゆるその積算の中で適当な形でやっておりますので、1社しかないから高い委託料になっているということはないというふうに考えております。

○高橋委員

考え方の一つに、ではその小樽清掃というのが新しくできました。市としても政策的に1社ではまずいということで、もう1社つくろうということがあったかと思います。であれば、大変な状況を負担してもらうのであれば、もう1社のほうにもこういう負担をしていただくという考え方はございませんか。

○生活環境部長

先ほど、担当課長からクリーンサービスという会社自体が、個人業者が集まってできた会社だという説明がありましたけれども、下水道の整備が進むと、くみ取りをする業者の経営が圧迫されるといったことがあります。とはいいながら、くみ取り業務は決してなくならないといった中で、自治体側も積極的に関与する中で、効率的な業者の育成に努めるという一つの法律ができて、個人業者を集約して一つの会社をつくったという経過がございま

す。当時は、当然それぞれの個人業者が持っていた車両ですとか、そういったものをベースに一つの会社ができたわけですが、今、新たに会社をつくることになりました、し尿処理、し尿収集量が今後も減る傾向にあるのは間違いないと思いますし、それに加えて、新たな投資としてバキューム車の整備をするという大きな投資が必要のことを考えますと、なかなかもう 1 社別にというのは難しいのではないかなというふうに思っております。

○高橋委員

経営が圧迫されるというお話がありましたが、そういうことであれば、その 1 社に負担をかぶせるのではなくて、せつかくできたもう 1 社にもという考え方があってもいいのではないかと私は思っているのです。数が少なくなるのはわかります。だからこそ、1 社しかないわけですから、余計にその 1 社に負担が行くわけで、それを 2 社に分けてそれぞれ負担してもらうという考え方はないのでしょうか。

○生活環境部長

先ほども申しましたとおり、し尿処理という特殊な業務ですから、車両についても、専用の車両が必要になってきます。そういった部分での投資を考えた場合には、今後のことを考えますと、なかなか分散というのは難しいのではないかなというふうに考えております。

○高橋委員

いずれにしても、具体的な議論ができないものですから、後で内訳を教えてくださいたいと思います。

平成23年度版の清掃事業概要の31ページに、清掃関係委託料改定経過があります。ごみの部門とし尿の部門がありますけれども、関連して、し尿の部門についての説明をお願いしたいと思います。

し尿の部門の最初に、収集運搬という項目があります。これは単位の値段かと思いますが、平成10年からそのやり方が変わって、14年度からはさらに固定・従量制から固定制に変わっているということがあります。この一連の流れについて、どういう経過でこういうふうになってきたのか、説明をお願いしたいと思います。

○（生活環境）管理課長

収集運搬委託料の考え方の経緯でございますけれども、従量制から固定制に移っているわけでございますけれども、先ほども申しましたとおり収集量は年々減少してきていますが、その割には効率が悪くなっているというのがございますので、収集量だけの契約ではやはり業務に見合う委託料が算定できないものですから、それに伴って固定・従量制、あるいは固定制へと移行してきているということでございます。

○高橋委員

平成元年度から9年度の10年間を比較すると、63から104に、倍近くになっています。なおかつ、それ以降は、固定・従量制、固定制に移行しているということです。この内容については、どういう変化があったのか、確認させていただきたいと思います。

○（生活環境）管理課長

今言っている形への制度への移行についてですけれども、平成元年度から10年度までの委託料の20リットルにつきという金額の変化について、私も細かく資料を見てはおりませんけれども、算定については、最低賃金の変化とか、その時々燃料なりいろいろなものの経費とか、それらを換算して単位当たりの金額というものを算定しているというふうに考えております。

○高橋委員

この金額は、市で決めているのですよね。どういうふうに決めてきたのか、その内容をお知らせいただけますか。

○（生活環境）管理課長

ただいま申し上げましたように、市で算出するのに、前年度に比べての賃金のアップ率やいろいろな経費を基にして、リットル当たりの経費を算出しているというふうに考えております。

○高橋委員

随意契約の契約者とはどういう打合せで決めるのですか。

○（生活環境）管理課長

その当時の契約の資料がないのですが、最初は市でこういう算定したのと、あと業者から見積りを出していただきまして、その額で予算の範囲内であれば契約をするということになります。

○高橋委員

では、業者にも積算してもらうということなのですか。

○（生活環境）管理課長

業者から出る見積書につきましては、細かい積算は出ておりませんので、総額として見積書が提出されているところです。

○高橋委員

それでは、市としては、その総額に対してどういう検証をするのですか。

○（生活環境）管理課長

先ほど言いましたように、市の予算は積算で積み上げておりますので、細かい検証はいたしませんけれども、予算の範囲内で適正な業務ができると判断して、委託をしております。

○高橋委員

細かい数字がないので、それをいただいてから、また議論をしたいと思います。

もう 1 点、汚泥の運搬についてです。これは恐らく銭函のし尿処理場からの汚泥だと思うのですが、これは平成 12 年から直営でやっているのです。何で直営になったのか、その理由をお知らせいただきたいと思います。

○（生活環境）管理課長

この部分につきましては、ただいま委員がおっしゃったとおり、礼文塚の処理場から中央終末下水処理場への汚泥の搬送なのですけれども、従来は、し尿の収集運搬業者がし尿を運んできた後に、あいた部分に汚泥を入れて運んでいたのですけれども、当然し尿を運ぶ車なものですから、においがするというので、きちんと専用の車で運ばなければならないということで、たまたま礼文塚にそういう車両がございましたので直営でやるようになったという経緯でございます。

○高橋委員

それで、疑問なのですけれども、平成元年は 1 リットルにつき 400 円ですが、直営になる前の 12 年度は 1,200 円で、3 倍になっているのです。相当な金額でずっと上がってきて、そして 13 年度からいきなり直営になっているのです。この表から見て、においがするからということだけではないのかと思うわけですが、金額の極端な上がり方の内容についてお知らせいただきたいと思います。

○生活環境部長

当時の経過がはっきりわからない部分もあるのですが、先ほど説明しましたとおり、においという話もあったのですが、もう一つ、生し尿を積んでいって礼文塚に投入した後に汚泥を積んでということだったので、言ってみれば、終末下水処理場に行く際に、生し尿がまざったような状態で行っていたようなのです。それを、逆に終末下水処理場側から、もう少しきれいな形でやってくれということもあり、その兼ね合いで、生し尿を運んだ後いったん事業所に戻って洗い流して積んだという経過があったようには聞いてございます。ただ、それでもやはり生し尿が付着しているような状況が続いていたものですから、逆にうちのほうで専用車両を用意できないかといったやりとりがあった中で、それではもうとてもではないけれども委託業者もやっていけないといったやりとりがあったようでございます。そういった中で、たまたま予備車的にバキューム車が 1 台、用意してありましたので、当時は囑託ですけれども、囑託を直接雇って直営でやったほうが、その後に示された委託料と比較しますと、そのほう

が安く済むということで直営に切り替えたというふうに聞いてございます。

(「値段の推移は」と呼ぶ者あり)

○(生活環境) 管理課長

値段の推移でございますけれども、いろいろと資料を整理してはいたのですが、なかなかすぐには探せなかったものですから、ちょっと正確には答弁はできないのですが、先ほど申しましたように、算定には最低賃金のアップだとか、いろいろな経費の積み上げでやっていると思いますので、そういうところからこういうものを算定したのではないかというふうには推測しております。

○高橋委員

結構な年数がたっているので、資料がないかもしれませんが、ちょっと不思議だと思ったのは、ずっと上がってきて、いきなり800円、1,200円と、2倍、3倍になっているのは、通常の高額なあり方ではないと私は思ったのです。10年間で3倍になるというのはあり得ないですから、普通は。だから、何かよほどの原因があったと思うのです。要するに業者側の最初の積算があまりにも低すぎてペイできなかったのか、若しくは採算が取れないのでどうしてもこういう値段にしてくれという要求があったのか、その辺の経緯について、課長はわかりませんよね、そのときいなかったから。明井参事はわかりますか、どうでしょうか。

○生活環境部参事

この件に関しましては、私も詳しくは存じませんが、先ほど部長から説明したように、きれいな形で下水処理場に運ばなければならないということで、当然のことながら、当時の環境部としては、生し尿を一度全部空にして洗ってくれと、そうすると結局30分、1時間で運べるところが、2時間、3時間と時間がかかります。その分の時間を上げるという形をとるのがいいのか、時間はそのまま単価を上げるのがいいのか、そういった検討もあったかと思います。

それからもう一つは、できれば専用車両を別に用意してくれということもあって、事業者側から、それであれば単価のアップを考えてくれなければというやりとりがあったと記憶しております。そういった中で、先ほど部長が申しましたように、直営で1台、予備の車がありましたので、だんだん金額がつり上がっていくような状況でしたので、ここで見直しをかけたのだらうというふうに思っております。

○高橋委員

いずれにしても、この辺は少し古い話なので、先ほどの収集運搬委託料の内容については、今後また議論をさせていただきたいと思います。

◎ごみ処理手数料について

次に、決算説明書の177ページのごみ処理手数料徴収関係費について伺います。

この項目の数字の変化について、1点目に指定ごみ袋等作成費、2点目に手数料徴収委託料、3点目に指定ごみ袋等保管・搬送業務委託料、この三つについて、平成18年度と22年度の比較、それから率について確認したいと思います。

○(生活環境) 管理課長

ごみ処理手数料徴収関係経費の比較でございますけれども、まず指定ごみ袋作成費でございますが、平成18年度が5,729万1,360円、22年度が5,444万1,712円、率で5パーセントの減となっております。

次に、手数料徴収委託料でございますけれども、18年度が2,142万8,757円、22年度が1,833万9,227円、率で14.4パーセントの減となっております。

指定ごみ袋保管・搬送業務委託料でございますが、18年度が529万5,324円、22年度が399万9,245円、率で24.5パーセントの減となっております。

○高橋委員

指定ごみ袋保管・搬送業務委託料が下落率の一番大きいところなのですけれども、逆にちょっと心配だという点で質問したいのですが、まずこの保管・搬送業務委託の契約については、どういう方法でやられてきたのか、確認したいと思います。

○（生活環境）管理課長

保管・搬送業務の委託の経緯でございますけれども、まず市内で倉庫を持っているということと、搬送業務ができるという業者を選定いたしまして、結局 2 社なのですけれども、その 2 社から見積りをもらって、見積もり合わせという形で決定しております。

○高橋委員

少し気になるのは、指定ごみ袋等作成費に対して、この保管・搬送業務委託料の下落率が大きいことで、一方は 5 パーセント、もう一方は 24 パーセントです。では、ごみ袋の作成については、枚数を幾ら作成するのか市ではどのように決めているのか、そのプロセスを教えてくださいと思います。

○（生活環境）管理課長

発注枚数の決定方法でございますけれども、毎年、予算編成の時点での在庫枚数と、それまでの袋の交付実績を勘案いたしまして年間の必要枚数を決定して、発注しているところでございます。

○高橋委員

保管・搬送業務の委託料には、直接リンクしないということですね。

○（生活環境）管理課長

出た量になりますけれども、これは枚数が同じでも、あくまでもその業務に対する事業者の見積りでの契約でございますので、保管・搬送業務とは枚数が直接リンクするというものではないです。

○高橋委員

指定ごみ袋の歳入についての話ですが、5 年間の推移を私から言いますけれども、燃やすごみ用の 5 リットルが増えているのです。平成 18 年度を 100 とすると 22 年度は 105 パーセントです。10 リットルが 101 パーセントでほぼ横ばい、20 リットルが 86 パーセントと減少しています。どういうことが起きているのかという推察をするのですけれども、高齢化に伴ってやはり小さい袋に移行しているのだらうと思います。

それで、確認したいのですけれども、22 年度の各種類、各リットルの指定ごみの袋を製作するときには、どういう内容を確認してつくられたのか、その傾向について、恐らく私の今言ったのと同じような傾向だと思うのですけれども、今わかる範囲で結構ですのでお知らせいただきたいと思います。

○（生活環境）管理課長

先ほど申しましたように、在庫枚数と交付枚数で決定しているのですけれども、燃やすごみ、燃やさないごみ、袋の大きさごとに 5 リットル、10 リットル、20 リットル、30 リットル、それぞれ種類ごとに在庫と交付枚数を比較して、それぞれの発注枚数を計画しておりますので、全体的ではなくて、袋ごとに分けて、その傾向をつかんで発注枚数は決定しております。

（「その傾向内容はわからないのですか」と呼ぶ者あり）

傾向内容は、先ほど、委員がおっしゃったように、小さいものが増えて、大きいものが減っているという傾向なのですけれども、これにつきましては、当初は自分の出すごみの量が把握できないということで、結構大きめの袋を買っていた傾向があるようです。有料化が進むにつれて、ごみの量も減量もなりますし、自分が出すごみの量も自然とわかってくるということで、小さいごみ袋に移行する傾向が全体的にあって、5 リットルなり 10 リットルの袋が増えてきている、そして大きい袋が若干減少気味という傾向になっております。

○高橋委員

もう一つ確認したいのは、ごみ袋を各委託業者に卸して、請求して、入金するまでのプロセスについてです。各業者が何枚欲しいから始まって、最終的な請求、入金までの流れをお知らせいただきたいと思います。

○（生活環境）管理課長

取扱店から市に、何枚必要だという搬送依頼が来まして、搬送の委託業者から各取扱店に搬送されていきます。そして、毎月、月末に、その月に交付した枚数の報告が来ますので、袋の量によって、1 リットル当たり 2 円ずつで全体の手数料の額を算出します。市からは各業者に払う手数料分を差し引いた分の納付書を送付して、各業者から手数料が納入になるということになっております。

○高橋委員

搬入した枚数は、保管している委託業者から、例えば何々商店に何枚卸しましたという連絡が入るのですか。

○（生活環境）管理課長

販売店から保管業者に直接必要な枚数の連絡が来まして、それで搬送します。その搬送結果について、市に伝票でまたこちらに来ることになります。

（「請求までの流れが聞きたいのですが」と呼ぶ者あり）

請求については、結局それぞれの取扱販売店から、実績として市に報告が来ます。

（「販売店からね」と呼ぶ者あり）

販売店から交付実績が来ますので、それに基づいて一月分の手数料を算定して、取扱手数料を除いた分を納付書として市から発送しているという形でございます。

○生活環境部長

補足ですけれども、ごみ袋というのは、あくまでも手数料ということなので、実際に市民の方がごみ袋を買って入ってきた手数料が最終的に市の収入になるのです。取扱店は、保管・搬送業者からごみ袋を取り寄せても、それが実際に市民の手に渡らない限りは、その部分が手数料にはならないので、小樽に入ってくる手数料というのは、市民の手に渡って初めて小樽市の手数料として入ってくるという流れになっています。

○高橋委員

実は、その商店から正確な数字が市に上がっているのかどうかというところが心配だと思っているのです。100 枚入りました。そして、何人かが買ったとしますが、今回少ないので報告はしないという形で、もし毎月いった場合には、年間で誤差が出てくるのではないかと思うのですけれども、その辺の心配はないでしょうか。

○（生活環境）管理課長

たまたまその業者によって何か間違いでそういうのがあるかもしれません。管理課としては、そういうことはないように、二百何軒ありますから全部は回れませんが、年間で何軒かピックアップして、そういう在庫等を調べるという形で一応やっておりますので、先ほども言うように数があるものですから全部は行けませんけれども、原課でそういうことはやっているということで、そういう報告漏れがないように対策はとっております。

（「確認はしているということですか」と呼ぶ者あり）

ええ、何軒かですが。

○高橋委員

本当は、家庭ごみ有料化の経費について、有料化になってからの市民サービス向上にプラスになったのか、経費の見合いはどうだったのかという議論をやりたかったのですが、ちょっと時間がないようですので、これはまた違う機会に質問をしたいと思います。

以前、課長にお願いしてつくっていただいた資料は、収入の部分の雑入が抜けているので、この表では比較対照できないので作り直していただいた上で、また違う機会に議論をさせていただきたいと思いますので、この件と、

先ほどお願いしましたし尿収集運搬委託料の中身についての書類の二つをお願いできるでしょうか。

○（生活環境）管理課長

今の資料につきましては、後ほど作成いたしまして、お持ちしたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

◎市道側溝にふたをかける基準について

最初に、市道の側溝について何点かお尋ねしたいと思います。

まちを見ますと、市道でも、側溝がついているところとついていないところがあるように見受けられるのですが、この辺はどういった経過の中で分かれてきてこういった状況になっているのか、お聞かせいただけますか。

○（建設）建設事業課長

側溝のふたのついているところ、ついていないところについてでございますけれども、側溝を布設する場合に、昭和の時代でございますと、雨水を流す施設としまして、道路の排水をのみ込んでいくという状況の中、ふたをかけないという側溝整備をしてございます。

また、ふたのついているところでございますけれども、市街地で車両の通行によって歩行者がよけなければならず、側溝に落ちる可能性があって安全性が確保されないという場所とか、人通りが多く歩行者が道路一面を歩くような部分については、歩行者の安全を守る面からつけている箇所もあります。

また、ふたについても、歩道用と車道用がございまして、車両が交差するのに側溝に落ちるような状況の中で、ふたをかけている箇所もございます。

○斎藤（博）委員

そうしますと、今の小樽市内にある市道の側溝のふたについては、小樽市が必要に応じて手だてしている部分も割合的にはあると理解してよろしいですか。

○（建設）建設事業課長

必要に応じて小樽市がという部分よりも、基本的には側溝のふたをかけない工事をやってございます。そういう中で、後に家が建って、家への出入り、また車庫への出入りなどが生じたときには建て主の自己負担によって側溝ふたの整備をしてもらっている部分がございます。そういう部分が連担することで、連続的にふたがかかっている部分もございます。

○斎藤（博）委員

一般的な話ですけれども、前提として、小樽市で必要と認めた場合には、市道の側溝にふたの工事をお願いできるというふうに理解していてよろしいのですか。

○（建設）建設事業課長

要望があって、その場を確認いたしまして、歩行者、車両の安全が確保できない状況であれば、市が手だてをするという形になろうかと思います。

○斎藤（博）委員

逆に言いますと、こういう場合はやらないのというような、だめな理由といったものは、整理されているのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

今も申し上げましたけれども、私どもは安全性の確保が困難という部分でしか認識してございません。幅員が何メートルだとか、交通量や歩行者の数が幾らあるか、そういう部分についての整理はされておられません。ただ、要

望に対して、安全か安全ではないのか、側溝改良をしてふたをかける必要があるかどうかについては、私ども担当の判断で行っております。

○斎藤（博）委員

私の町会の話なのですが、小樽貯金事務センターから入船公園に入っていく道路がありまして、その側溝が危ないのでふたをしてもらえないかという話が町会の中で出まして、小樽市と相談させていただいたのです。というのも、その2本上にある、極めてマイナーな表現ですけども、私たちの地域では「斉藤の魚屋の道」と言っている道を昨年きれいにいただいた経過があるので、町会としては、町内会館に出入りする道なので、どうにかならないかという話がありました。相談をしましたら、今おっしゃっているようなことで、それはできないという話を聞かせてもらいました。

だめなものはだめでいいのですけれども、今回、私が質問しているのは、その基準についてです。どういうときには整備してもらえて、どういうときにはだめなのか、何に基づいておっしゃっているのか、私は文書で出してくださいとお願いしたのです。というのは、だめだったという説明は聞いているのですけれども、私の知識では、なかなかそれを町会の方にうまく説明できないのです。例えば小樽市はこういうときにはやるし、こういうときにはやらないという要綱とか基準がきちんとあれば、それに基づいてだめだったのなら仕方がないという話になりますし、向こうは該当したという話になろうかと思うのです。しかし、そういった市道の側溝を改修や整備するときには、言葉としては、安全性の問題とか、いろいろとあるわけですけども、数量化された基準をお持ちなのかどうか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

市道の側溝整備のふたかけ等も含めての基準でございますけれども、桜ヶ丘会館の通りと、公園西1線という上の斉藤鮮魚店の通りですけども、ここの路線的な意味合いを申し上げますと、公園西1線は、片端の側溝に入っておらず、舗装の状況が悪いという状況で、臨時市道整備事業を行った部分でございます。市道の側溝の整備につきましては、最大限幅員を利用した整備を行っておりまして、その当時から、側溝整備を単独でやる場合と、道路改良を含めてやる場合もございますけれども、幅員を有効に利用するために車道の側溝にふたをかけてございますので、そういう中の整備でやる方法が当時はされてございます。そういう状況の中で、明文化されていればいいのでしょうけれども、仮に側溝が悪くなって実際に整備が必要になれば、当然ふたをかけて整備をするという状況です。

また、説明に困るという状況の中では、一定の基準をつくって整備するのもいいかと思われるのですけれども、現在、小樽市内でふたがかかっていない側溝は数多くございますので、その中で、どこに一線を引くか、引き方によっては、かなりのふたをかけなければならない。そういうこともございまして、私どもは判断する上で、個別に要望者と会って、具体的にその旨を説明するという対応を現在行っているところでございます。

○斎藤（博）委員

今の後段の説明にもかかわるわけですが、これからもいろいろなところでこういう希望が出されてきたときに、断るのも大変だろうと思いますし、今こうやって話を聞かないと、どうしてやってくれないのだろうかという思いが強くなるわけです。できたら小樽市の考え方なり方針として、側溝のふたについて、こういうときは小樽市としても考えますけれども、これ以外のところは当初から考えられないのですという整備基準みたいなものをきんつくっていただけないかと思うのです。それを見せてもらえれば、ある意味了解できるというか、同じ基準を皆さんがお持ちになっていれば、どうこうという話にもならないと思いますので、そういった基準をつくることについての検討ができないものかというのが、この項の最後の質問なのです。前段の質問でも、難しいという考え方がにじんでいるのですけれども、改めて考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○建設部長

側溝のふたの設置基準でございますけれども、先ほど担当課長からも答弁いたしましたとおり、当初の側溝は、雨水を流す目的でふたをかけないで、流下能力を高めるために側溝を先行して整備したという経過がございます。ただ、平成10年代になって、新設する場合や側溝改良する場合には、ふたをかけて歩行者の安全、さらには車両の通過、交通の安全を図るという整備をやっている最中でございます。今後につきまして、側溝整備をする際には、基本的にはふたをかけていくという整備をしております。

ただ、従来からある側溝については、実はふたをかけると、ふたの厚さ分だけ飛び出るという弊害もあるので、俗に言う従来のU字形の側溝にただふたを載せるというわけにはいかないのです、ふたの分だけ段差がつくという意味で。そのようなこともあって、新設の部分についてはふたをかけるようにしてございますので、基本的に、委員がおっしゃるような、どういう基準でという数量的な文書での基準は持ち合わせてはいませんけれども、方針としては、そういう形で、今、整備をしているということでございます。

○斎藤（博）委員

何か国語的な表現としてはわかるのですが、なかなかわかりにくい部分もあったものですから、できたら検討いただきたいと思いますが、これはまた改めてやらせていただきたいと思います。要は、平成22年度に示されている決算なども、今、お話しになっているような考え方に基づいて処理されているのだと、そういう理解でよろしいのですね、最後にそのことだけお聞きします。

○建設部長

平成22年度の決算、側溝改良については、昨今の溢水対策を含めて、ふたをかけた側溝整備をしているという状況でございます。

○斎藤（博）委員

◎高学年の障害児の居場所としての福祉施策と放課後児童クラブについて

それでは、質問を変えまして、厚生常任委員会でも議論をさせていただいている障害児が高学年になった際の放課後の居場所について、改めて少し議論させていただきたいと思います。

3年前に教育委員会が試行で行っていた学校内での放課後児童クラブでの高学年の障害児の受入れは、限界なのでやめるということで、結果として、ではどうするのかという話になったときに、小樽市としては、市内にある日中一時支援事業の施設を利用することによって、子供たちの放課後の居場所を確保していきたいというやりとりがありました。二、三年が経過しているので、改めてその辺の経過と、今後のことについて確認させていただきたいと思います。

最初に、子供の受皿として、福祉部が提起してきた日中一時支援事業の施設数、それからどのくらいの子供の受入れが可能なのかといったことについて、お聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）澤里主幹

日中一時支援の事業所、それと最大限利用できる児童数についてのお尋ねですが、日中一時支援事業所につきましては市内に7事業所がございます。定員は、この7事業所を合わせますと1日97名になっております。

○斎藤（博）委員

その中で、放課後の利用ではなくて、平成21年度と22年度の全部の利用状況についてお聞かせください。

○（福祉）澤里主幹

5、6年生の日中一時支援事業所の平成21年度、22年度の利用状況についての御質問ですが、21年度については、こういった利用はありませんでした。22年度については、8名の方が188日間という形で利用された実績がございます。

○斎藤（博）委員

平成22年度の実績は8人で188日ということですが、具体的にどういう利用の仕方をされているかはわかるのでしょうか。

○（福祉）澤里主幹

平成22年度の8名のうち、6名については、本当に緊急避難的といいますか、一時的な利用という実態でした。残りの2名のうち、1名は本来の放課後児童クラブの利用と同じ利用の仕方という形で、夏休み終了まで利用された経過はあります。もう1名については、通年を通じて一月に6日ぐらい放課後を利用したという実態になっています。

○斎藤（博）委員

放課後児童クラブであれば、大体、学校給食の数で言うところと190回で、3期休業を加えると、おおよそ230日は利用するのだらうと考えられるのです。それから見て、平成22年度の実績が8名で188日だということは、事実としてあるのでしょうかけれども、今、私が聞きたいのは、放課後児童クラブの受皿として、日中一時支援事業は十分に役割を果たしているのだらうかということです。親戚が近くに来たとかということで中断するなど、いろいろな親の都合もありますけれども、今、答弁をさせていただいた利用実態で、果たして教育委員会が試行をやめるときの受皿として、どうだったのかということを考えなければならないと私は思っているわけです。

もっと言いますと、もともと障害を持った子供たちの放課後児童クラブの廃止に伴う受皿として、3年前の決算特別委員会でやりとりしたときに言われた日中一時支援事業は、果たしてどうだったのかということを考えていただきたいと思うのですけれども、その辺についてどういう見解をお持ちなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）澤里主幹

確かに特別支援学級に在籍している5、6年生の児童を見ますと、平成21年度で29名、22年度で27名となっていて、このうち何名の児童が4年生まで放課後児童クラブを利用されていたのかはちょっと把握していませんけれども、先ほど申しましたように、22年度の日中一時支援事業を放課後児童クラブと同じような形態で利用されていたと思われる方が2名しかいないのは、私も十分に認識しています。ただ、なぜこういう実態になったかという詳細な分析は難しいのですが、保護者の思いとしましては、通いなれた校内を移動するだけで利用できる、そして同学年と交流できる、その校内にある放課後児童クラブに対する安心感をたぶんお持ちだというふうに思います。

一方、市内の日中一時支援事業所につきましては、必ずしも校区にはないということで、学校から事業所まで移動しなければならない、かつ障害児と障害者が同じスペースで支援を受けるということなどから、保護者としては、子供の居場所として、日中一時支援事業所についての認識はされたかとは思いますが、学校内にある放課後児童クラブとの環境の違いなどから、実際の利用には至らなかった部分もあったというふうには考えています。

○斎藤（博）委員

受皿として福祉でやることになって、今おっしゃっているように、場所が変わるのは子供としては大変な負担で、ましてや障害があるということを考えるとますます大変です。移動を応援する事業もありますけれども、230日必ず決まった時間に送迎してもらえますかという話は、なかなか成り立たないという現実もあったと思います。一方で、小学校4年生、5年生という子供と一定の年齢になっている方が一緒にいることで、子供の負担もありますし、保護者が相当大変だったという話も聞いているわけです。日中一時支援事業でやっていこうと考えたときに、そういったあたりについても福祉部では理解していたと思うのです。保護者は、必ずしも今言っているような場所の問題や一緒に生活する方が全然違ってくことを想像できなかったかもしれませんが、福祉部では、放課後児童クラブを受ける前の日中一時支援事業の利用状況などを把握していると、もともと若干違うことは理解していたのではないと思うのです。そういった中で始めていったわけですから、大変だったとは思いますが、

結果としては、半年もたたないでみんながやめていって、結局そういう方の親は仕事をやめているわけです。そういうことになった原因としては、今おっしゃっているようなこともあるのでしょうけれども、その原因を乗り越えられなかったのかという思いが強いのです。

例えば、福祉部に障害を持った子供に対する予算がもう少しあれば、この子供たちは受け入れてもらえたのか。そうしたら親は仕事をやめないで済んだのか。例えばもっと人的な対応をするとよかったのか。何が足りなかったのか福祉部ではどのようにお考えになっているか、お聞かせ願えますか。

○福祉部長

何が足りなかったのかということですが、非常に難しい御質問だと思います。もともと放課後児童クラブでの受入れが難しくなった理由は、既に教育委員会から示しています三つの要素がありますけれども、いずれにしても人の対応とか、施設のキャパシティーなども、ある意味で、一定の財源があれば解決できた可能性はあると思っています。それから私どもの日中一時支援事業でも、何か使いにくいものがあれば、一定程度それは、必要なものを投入して、一定の幅は広がったかもしれませんし、その辺は共通していると思います。日中一時支援事業だけがどうであるということはなかなか言いにくいというふうに思っていますけれども、ただ平成20年にこの議論をしたときに、福祉部でも、日中一時支援事業に対しては、放課後児童クラブの完全な代替となるものではないという認識は確かに示しています。そういった中で、できる限り受け入れて、受皿としてやっていきたいというような答弁をしています。

結果的に、何人利用すればよかったのかはわかりませんが、つまり放課後児童クラブを利用できなくなった5年生や6年生のうち、何人かは日中一時支援事業に切り替えたかったけれども、結果として利用しなかったのかという細かいところまでは押さえていませんが、確かに数字を見ると多くはないという感じはいたします。また、大人の周りに子供が1人だけいるというのは、親としても好ましくないと考えているという意見を私も実際に聞いたことはありますので、そうしたことは確かに理由の一つになっています。

これからどうすればよいか、何が悪かったのかというのは明確に答弁できませんけれども、厚生常任委員会でも若干触れましたとおり、国で今、考え方を議論している最中ですが、これからのそうしたいろいろなことも、今後、影響が出てくるのではないかと考えています。

○斎藤（博）委員

財政が悪かったと言ってくると、すごくわかりやすい話なのですが、必ずしもそうではないということですが、若干こだわって悪いのですけれども、私が知っている人は、学校で放課後児童クラブの受入れがだめになった時点で自分が仕事をやめて、せめて小学校を卒業する年までは家に置いておくという考え方に立ってまして、中学校に入ると同時に寮に入るので小樽から出ていくと、そういう経過を見てきています。

そのような中で、特に本年の夏以降に、教育委員会が放課後児童クラブでの障害を持った子供の高学年の部分について、一定の考え方を持ち始めているというのを聞かされまして、私は厚生常任委員会の所属なので、直接は聞いていないのですけれども、一体何だったのだという思いが非常に強いわけなのです。きれいに言うと両方で並行してやっていくということかもしれませんけれども、いったん難しいという話をして福祉部にお願いをした。福祉部ではいろいろとやってみたけれども、なかなか難しいし、本日の答弁でも、もともと結構難しいと思っていましたということで、今度はまた教育委員会で新しい事業としてやろうとしているといったときに、小樽市としての、この間のジグザグについてどういうふうに総括しているのかというのを聞きたいと思うのです。私はたまたま議員をやっていて、4年間ずっと追いかけていますけれども、それぞれだめだからやめたとか、断られたとか、断念した保護者は、今、この話を聞いたらちょっと驚くと思うのです。

そういったことを考えたときに、小樽市として、障害を持った小学校4年生、5年生をどういうふうに受けにくべきなのか。小樽市としてどういう議論がされているのかについて、改めて聞かないとなかなか理解しがたい動

きに見えるのです。その辺について、本日は厚生・建設両常任委員会所管の質疑なので福祉部長しかお見えになっていませんけれども、今回、改めて教育委員会が放課後の子供たちについて対応していくか、それ自体をだめだとは言いませんけれども、こういった話合いの結果、教育委員会が改めて協議なり検討を始めたのかということについて、相談とか報告を受けていますか。

○福祉部長

私も、予算特別委員会のあたりにそういった方向性を聞いたのが始まりだったのです。したがってこれまで事前に何か相談といったものはないですけれども、恐らく話を聞いていて、何か新しい方向性が、今まで言った三つの難しい条件のうちの幾つかがクリアできそうだという答弁をしていましたので、それを聞いていまして、そういうことで新しく一つ豊学校、そちらでできるようになったのだという認識は持っていますが、前段の相談とかはないので、今ここでそれについて何か答弁すべきものは持っておりません。

○斎藤（博）委員

そういう意味では、教育委員会でやってはだめだというものはないのですけれども、障害を持った子供の放課後について、基本的にどういう考え方を持っていて、教育委員会としては学校でやってみてだめだったとか、今度は日中一時支援事業でやってみたけれどもだめだったとか、その場面、場面でどういうふうに総括して、では、次にかこうやっていこうということを、市役所の中でどうやって蓄積しているのかということが極めてわかりにくいのです。教育委員会が断念した三つの条件は、本当にそれまではできなかったのかという議論にさかのぼるといって、考えざるを得ない議論にもなるのです。私としては、その辺の小樽市としての総括なりをきちんとしての上で、改めて事業を進めていってもらいたいと思っています。

○福祉部長

一つ前の御質問で、教育委員会と福祉部を行ったり来たりといいますか、放課後児童クラブと福祉施策の間を子供たちが行ったり来たりということだと思うのですが、これは確かに、本来は安定した枠組みがあれば非常にいいと思いますし、そもそも障害を持った子供が放課後児童クラブを利用できるようになったのも、まだ歴史が浅いと言えば浅いかもしれませんが、いろいろな試行を重ねていろいろな判断がなされたという考えでいます。

私が、今、話せることとすれば、今後のこと、それも国が今考えていることについては若干話すことはできるのですけれども、厚生常任委員会でも述べましたが、障害者自立支援法が平成17年にできましたけれども、これを新たに障害者総合福祉法として整理する方向で現在国において検討しています。その中の関係部会でさまざまな議論をしている一つに、障害児の居場所といいたし、それについての議論も多々なされています。障害者総合福祉法そのものは、まだしばらく先の平成25年8月までに施行するというので、法案自体も来年法案提出で、今、中身を考え中なのではしょうけれども、そこまでの、いわゆるつなぎ法ができました。その中に、いわゆる放課後のデイサービスというのでしょうか、それについてもっと身近な場所で拡充していく方向性がもう示されています。ただし、細かいことについては全くないものですから、その方向性だけは法律の中に出ていますので、そのようなことで今後、放課後の部分の児童デイサービスについての何らかの対応は必要になってくるだろうと思っています。

一方で、同じ議論の中で、放課後児童クラブとしても、障害を持った子供が利用を希望した場合には、すべて受け入れるようにしたいという方向性がありますので、これを総合的に考えますと、一つの場所ということではなくて、いろいろな場所で希望するところがあれば、それぞれの場所で利用が可能な制度がつくられていくのが本来なのだということで、今、国では議論しているのではないかというふうに思います。少なくとも小樽市としても、今後の細かい通知などを受けながら、今後の対応を考えていくことになるというふうに考えます。

○斎藤（博）委員

障害児と言っても、福祉施策で、放課後児童クラブという教育委員会という話になりますが、保護者と

か子供の立場からすると、移動は非常に難しいというような場所的な問題もありますので、ぜひ教育委員会と福祉部で仲よくうまく相談しながらやってもらわないと、親と子供はたまったものではないと思いますので、よろしくお願いして、この質問は終わります。

◎保育料の滞納について

次に、保育料の滞納について、いろいろなところでいろいろな議論がされているわけですが、私も若干お聞かせいただきたいと思います。

最初に、平成22年度末の保育料の滞納額についてお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

保育費負担金の平成22年度の繰越額ということで、現年度分について答弁させていただきます。

平成22年度の現年度分の収入未済額につきましては、745万2,550円になってございます。

○斎藤（博）委員

平成22年度の年度当初に保育料は、動いているので、4月1日に年間の保育料は算定できないと思いますが、年度末ぐらいになると、本来入ってくと想定される収入額があって滞納額があるのだろうと思います。最終的に22年度の保育料は、全部入ってくると幾らだったのか、それに対して幾ら入ってきて、今お聞かせいただいている滞納額になっているのかを教えてください。

○（福祉）子育て支援課長

平成22年度の現年度分の調定額は2億6,280万3,550円でございます。これに対しまして、納付のあった収入済額が2億5,535万1,000円となっております。この差額が先ほどの745万2,550円でございます。

○斎藤（博）委員

年度末に滞納で終わった745万円の中で、払わないで卒園していった子供の件数とか、その方が残している保育料の滞納額はわかりますか。

○（福祉）子育て支援課長

保育料を払わないまま卒園しているかどうかということについてですが、滞納している方の区別はつけてございませんし、そのような形での集計はしてございませんので、申しわけないのですが、その部分についての答弁はできないということで御理解いただきたいと思います。

○斎藤（博）委員

私は、保育所を卒園した方が残している滞納額は、一種、縁が切れるというか、今度は小学校にいるということで、保育所を利用しているときと環境が違うので、払ってくださいとお願いするときに苦戦するのではないかとと思うのですが、特段そういった悪い影響といますか、卒園することによっての影響はないものなのですか。ないというか、押さえてないので、わからないということですか。

○（福祉）子育て支援課長

滞納している部分では、既に3月までに担当者が、滞納していますという催告であるとか、徴収の約束であるということでの接触は続けておりまして、その延長で3月、4月という月をまたいで繰り越してしまうという状況があります。その中において、基本的に子供がまだ保育園に行っているか行っていないかで、滞納整理の仕方が変わるということではございません。ただ、あくまでも、同じように御自宅ばかりではなくて、場合によっては勤務先であるとか、そのようなところにも行かせていただいて連絡をとらせていただくということで、その部分を含めて滞納整理を行っておりますので、その中ではこの世帯はというのがあると思うのですが、それが卒園されて保育園にもう行っていないからという状況の違いというのは、あまり感じていないように聞いてございます。

○斎藤（博）委員

平成22年度末の決算で、保育料もそれなりの額が不納欠損で落ちていくのだらうと思うのです。5年前の17年度

分が本年の不納欠損にかかっているのではないかと思いますのですけれども、17年度末の保育料の滞納額は、年間で保育料が幾らで調定されていて、それに対して幾ら入ってきて、17年度末で幾ら滞納として新しく繰り越して行って、今回、そのうち幾らが不納欠損で落ちていくのか、この5年間の経過を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

まず、平成17年度において、現年度分の保育料の決算でございますけれども、調定額につきましては、3億849万5,130円でございます。それに対する収入済額は2億8,877万6,910円、その差額が収入未済額でいわゆる未納額になります。これが1,971万8,220円でございます。

22年度決算で17年度中に調定された部分の中で、今年度不納欠損として処理された金額が720万8,410円です。さらに、年度末をまたいで来年度以降に滞納として繰り越された金額が402万2,780円でございます。これらの差引きの中で、平成17年度の決算以降から、22年度中に17年度分に調定されて保育料が収納された金額は、5年間で848万7,030円になっています。

○斎藤（博）委員

そうすると、大体1,971万円を繰り越してきたのだけれども、そのうち約850万円は入金になっていて、それから400万円ちょっとは約束なりをしているので、これからも時効に引っかけられないで収入になってくるだろうと。そういう意味では、720万円といいますから、3分の1まではいかないのですけれども、その部分が徴収不能といいますか、取れないということを小樽市として判断して、一種の債権放棄をするといったことになったということでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○斎藤（博）委員

例えば、平成17年度の保育料の3億円ちょっとのうち、720万円を最終的な不納欠損で残していくというのは、全道的な傾向ではどうなのですか。特に高いとか、特に低いとか、そういったことをわかったらお知らせいただきたいと思うのですけれども、調べたことはありますか。

○（福祉）子育て支援課長

どの程度の調定額に対してどの程度の不納欠損額が望ましいというか、適正なのかということにつきまして、私、その辺についてはよくわからないのですけれども、17年度の不納欠損については720万円で、平成21年度の決算における不納欠損についても710万円ほどになっておりますので、例年並みの金額であると思っております。

○斎藤（博）委員

知りたかったのは、720万円が適正かどうかというよりも、全道的な傾向としてはこの辺がやむを得ない壁なのかというあたりを押さえていたら、お知らせいただきたかったと思いました。500万円ならいいけれども、800万円ならだめだということではなく、不納欠損は少なければ少ないほどいいに決まっている数字ですから、全道的な傾向がわからないのであれば、それはいいです。

最後に、平成21年度だったと思いますけれども、小樽市は、子育て支援課に保育料の滞納に対する専門の対策部隊といいますか、そういった体制をとったと思いますが、このことによって収入率はどのくらい改善されていっているのか教えていただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

平成21年度からの担当主査の配置による影響でございますが、20年度以降の現年度分の収入率で比較させていただきますけれども、主査の配置前である20年度の現年度分の決算時点の収入率につきましては94.08パーセントになってございます。主査導入後の平成21年度の決算につきましては96.55パーセントで、22年度の決算につきましては97.16パーセントということで、収入率につきましては確実に上昇しているということでございますので、主査配

置に伴ってその効果が表れているというふうに思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎日本下水道協会の理事会等への出張旅費について

最初に、水道局の旅費のことでの質問ですが、私は、今、旅費にかかわってちょっといろいろと取り上げているのですけれども、基本的に水道局関係の外郭団体に北海道地方下水道協会というのがありまして、この協会で費用を負担して会議に出るというようなのですけれども、この協会で理事となっている方がいらっしゃるのですけれども、その方はどなたでしょうか。

○（水道）総務課長

今、下水道協会の御質問がございましたけれども、小樽市は北海道地方下水道協会の道央地区の支部長と日本下水道協会の理事を兼務しておりまして、小樽市長が理事となつてございます。小樽市長は、あくまでも日本下水道協会の理事ということになります。

○吹田委員

この理事会等への出席は、理事が出席するもので、代理ということは普通あり得ないと思うのですけれども、これはどうでしょうか。

○（水道）総務課長

本来ですと、理事である小樽市長が出席すべきなのなのですが、用務により出席できない場合は、私どもの水道局から、今回のお尋ねの件ですと次長が参加してございます。

○吹田委員

理事の皆さんは全国的にいると思うのですけれども、そういった形で理事の代理というやり方は普通なのですか、本当に。そういう形の組織なのですか。

○（水道）総務課長

従前から小樽市長が出席できない場合は、私どもが代理という形で出席させていただいております。

○吹田委員

ですから、水道局が代理で出席しているのはわかるのですけれども、そもそもこういう組織では、理事が出席できない場合に、担当の原課の方が代理で出ることが普通なっているのですかということを知っているのです、あちらの規約で。

○水道局長

今、法人改革で、この辺は非常に厳しくなるということは聞いておりますけれども、今までの現行の社団法人、例えば日本下水道協会とか、日本水道協会とか、こういうものの理事という部分は代理出席が認められているということでございます。

○吹田委員

それで、一応、資料をいただきまして、これを見てちょっと私は思うのですけれども、あるときは協会で、恐らくは協会に規約があって、そういうものに依じますというふうになっていると思うのです。一つの場合は、例えば宿泊費については、協会を持つということでやっていたことが何回かあるのです。またあるときは、宿泊費や日当も小樽市が持っているという感じのやり方です。こういう形というのは、普通あまりないような気がするのです。この協会では、今回は市で持ってくれとか、今回は協会が持つからというようなやり方が普通にされているのでしょうか。

○（水道）総務課長

今、委員からお尋ねがありました件でございますけれども、実は一つ、実際の例なのでございますけれども、東京で 1 泊してございます。それは、当日会議がございまして、それに出席したものであり、本来ですと日帰りですが、これにつきましては協会から旅費をいただくことになっています。また、そのほかの用務としまして、水道局で小樽の水を販売しているのですけれども、出席した次長が、会議が終わりましたら東京都内で小樽の水の販売促進のためにセールスをしてございます。そのために、例えば会議が 4 時か 5 時に終わりましたが、そのまま帰らないで宿泊して、翌日に小樽の水のセールスに参るということがあります。その場合はもう、原則協会の用務は当日で終わりますので、翌日分の旅費なり宿泊料につきましては、小樽市で負担させていただきます。ですから、恣意的にやっているわけではなくて、その用務の内容によって小樽市が負担しているものでございます。

○吹田委員

それで、ここに用件について書いてあるのですけれども、私がこれをいただいたときに、そういうのが何もないですから、何でこうなったのかと思っているのでございます。今、説明を受けて、別の業務をやりましたから、それは市の関係でしたということがここに少しでも書いてあれば、これについてあまり疑義がなかったと思うのです。だから、基本的に協会の用務は 1 日で終わるものだと。そもそもそういう用事で来たのなら、その用事が終わったら帰るのが普通です、公務であれば。協会のもので公務でないような感じだから、それはそちらで何か用事があって 1 日 2 日そちらにいても何も問題ないと。ただし、飛行機とあれだけは持ちますからということとでなっているのだと思うのです。こうやって行ったときに 1 日で終わるものが何でこうなったのかと思って見たわけですから、今、質問したのです。だから、そういう面では、この関係のものについては、今後も、毎年やっていますので、そういうときは、我々が見たときに、2 日でも、1 日でも、小樽市で旅費を持っているときは小樽市の仕事をしているという考え方で今後も見ていってよろしいですか。

○（水道）総務課長

今回の資料の中では、そのことは付記しなかったのですけれども、次回から同じような照会がございましたら、その旨を付記したいと思っております。

○吹田委員

私がもう一つ聞きたかったのは、ここにあるのはほとんどすべてが小樽市の規定の旅費を対応すると書いてあるのです、数字上。問題は、理事というのは全国から集まるわけですが、そして協会が持ちますというのです。恐らく、各市町村の方が行っていると思うのだけれども、各理事について協会が持ちますというやり方をしているということなのですが、私はあまりそういうのはないような気がするのですが、協会は協会のやり方があると思うのですけれども、この辺についてはどういう形になっていると思いますか。

○（水道）総務課長

向こうの団体のことなのでございますけれども、基本的には、旅費の中でも鉄道賃、航空賃、そして宿泊料と日当に分かれます。鉄道賃と航空賃は、その自治体の場所によって当然距離とかで変わってきますので、それは向こうでは実費支給になります。それと、宿泊料と日当につきましては、向こうで団体の規定に基づいた定額になりまして、だから小樽市で行く場合と、もっとほかの遠いところから行く場合では、当然ながら鉄道賃と航空賃は違うことになります。

○吹田委員

ということは、ここにあります 1 万 2,000 円は協会側の数字だということですね、この旅費、宿泊費みたいなのは。

○（水道）総務課長

1 万 2,000 円は、小樽市の旅費規程による金額でございます。これは、小樽市が日本下水道協会の道央地区の支部長をやっているとして、このケースは、下水道協会の道央地区支部として旅費を出したものですから、その旅費の積

算は小樽市の旅費規程を準用して同額を支払ってございます。

○吹田委員

今、いろいろと調べていましたら、宿泊費について、北海道は朝食と夕食つきで宿泊費になっていますと言って、ほかでも調べていましたら、足りない部分は食卓料で対応するということでやっているような感じなのですけれども、1万2,000円という数字は、そういうものが入って十分な数字と考えますか。

○（水道）総務課長

1万2,000円の宿泊料の中には、夕食代と翌日の朝食代が含まれているものと認識しております。これで足りるかどうかは、その人がどこで食べられるかによって変わってくると思うのですが、今、一律で決められておりますので、基本的にはこの中で賄うべきだと思っております。

○吹田委員

この部分だけ確認しておいて、また次の機会にと思っておりますので、これについてはこういう形でわかりました。

◎水道工事と建設工事における入札の落札率について

続きまして、水道と建設の工事関係なのですが、今回、一応500万円以上の工事の関係で、いわゆる予定価格と決算の関係を見せていただいたのですが、工事の関係では、例えば建設部にかかわっての落札率は、大体95パーセントに近い、それから84パーセントくらい、82パーセントくらいといった数字が出ているのです。そもその予定価格は原課が積算して見ていると考えていますので、例えば94パーセントとか95パーセントという数字は、小樽市が想定した金額でやってもらうには、ちょっと高いと考えるような気もするのです。例えば82パーセントという数字を私は適当な数字だと思うのだけれども、この辺のところは、原課で積算していてどの程度で落札するかということも考えていると思うのですが、専門職の皆さんは、この金額の開きをどのように考えていますか。

○（建設）建設事業課長

設計額と落札率の関係でございますけれども、私ども設計に当たっては北海道建設部の土木工事積算基準に準拠しまして使用しており、また単価につきましても、北海道で出されている単価を使っております。ただ、これらの単価、積算基準につきましては、公表されておまして、だれでも入手可能な状況でございます。そういう状況の中で、私ども工事費については、一定程度それを精査した中で積算しております。

また、先ほど委員がおっしゃいましたが、入札率で82パーセントという部分につきましては、落札を求める部分で業者が最大限努力した数字だということで考えてございます。ただし、何パーセントで入札されるのが妥当な数字かというものについては、私どもでは押さえてございません。

○吹田委員

入札というのは一般競争入札だと考えていますから、それ以外にも若干あるのですが、そういう中で、私たちにすれば税金の市民負担を減らすという目標がございますので、一生懸命自分で努力して、いかに必要なことをやっていただくのが大事なので、特に建設については金額が結構な額になりますから、平成23年度も大分進みましたけれども、この辺のところについて、予算は幾らでも使わなければ何もお金は出ませんから、もちろんいいと思っていますので、そういう形で進めていただきたいと考えていますので、そのところは建設部にお願いしたいと思います。

また、水道局の工事は、どちらかというと毎年高いところにおさまっているのが現実でございます。さまざまな事業が出ておりますけれども、私は今回も結構な金額が、企業側が努力してこういう形でやりましたという状況に、今はなっている感じがしないのです。この辺のところについて、今回の事業を進めた中の結果として、今後、これをもっと下げていくことができると考えますか。

○水道局長

水道局の仕事としては、大きく下水道事業と水道事業に分けられるのと思いますけれども、以前から何度も御指摘をいただいているのは、配水管整備の部分で落札率が高いのではないかとことです。その中で、水道局としてもいろいろな分析を行って、どうして高どまりになるのかという部分を検討しておりますけれども、これは歩掛体系というか、積算の流れといいますか、厚生労働省から出されている積算によって配水管整備が積算されておまして、その中で、やはり管理経費部分がどうしても低い状況でやっていっている部分が一つの要因であると思っています。

ただ、落札率そのものについて、我々は設計した金額そのものが妥当な金額だというふうに思っておりまして、それは請け負う側の事情といいますか、その部分で結果的にそのような数字が出てきたというふうに押さえております。それを水道局としてもっと落札率を下げるような何か手だてをしているかということ、そういうことはやっているわけではございません。適正な入札で、市民に良質な社会資本を提供するという部分が我々の役割ではないかというふうに思っておりまして、そういう観点で、これからも工事をきちんと発注し、管理監督をしていくという立場でございます。

○吹田委員

今後も、維持・管理のためには、下水道にしても、上水道にしても、相当の配管の交換などがありますけれども、今後、小樽の人口は、だれが考えても減っていきます。そうすると、当然、水道の使用量も今より下がる。施設の量は変わらないとなりますと、それにかかる費用を水道料でと思ったら当然値上げになるという一つの論法があります。だからそういう面では、小樽市に住むと水道料も高いということがついてしまったら、ますます小樽市には来ませんので、私は今から、このところをどうするかをしっかりとやっていただくことが必要と思います。そういう部分について水道局では、人口が減り、水道を使う人がいなくなりなんなりという形の中で、それをどのように今後展開していくかということなのですから、その辺についてはいかが考えますか。

○水道局長

今、委員のおっしゃるとおり、今後の人口によって、また産業の経済といいますか、そういうことがダイレクトに水道事業にはきいてきますので、そういう部分を押さえながら、今、老朽配水管の更新を行っておりますけれども、そういう中ではやはり口径をどうするのかということも踏まえて配水管の整備をしていくことが大事だと。そのことによってコストを効率よく回していく。できるだけ最小限の費用で最大の効果を生んでいくことが大事だと思いますし、また耐震化等も、今の状況ではそういうものを、重要な配水管については施工しておりますので、そういう部分でも費用がかさんでいる部分がございますので、そういうことをきちんと押さえた中でやはり長期のビジョンというものの財政計画を立てながら、料金の値上げを1年でも先に延ばしていくのが我々のサービスの一番だと思っておりますので、そういう視点で今後も事業を進めていくということで考えております。

○吹田委員

これについては、本当に小樽の場合、各小さな町村も含めてやはり人口減少というのは、全体的な、お金の分がどんどん小さくなりますので、そういう面では、そういうところをしっかりとらえなければならないのかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

◎産業廃棄物等処分事業会計から一般会計への貸付けについて

続きまして、小樽市産業廃棄物等処分事業会計から質問しますけれども、この中に一般会計長期貸付金という項目があるのです。これについては、長期ということなので、いわゆる一時的な借入れではなく、ずっと先までという形になっているわけですが、どのような経緯で特別会計から一般会計に貸し付けたのか。またその金額をお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）管理課長

企業会計から一般会計への長期貸付金の経緯でございますけれども、企業会計を運営していて産廃会計は幸い剰余金が出るということで、それについて安全かつ有効に運用するというので貸付けをしてございます。その中で、一般会計においては、資金が不足すれば、どこからか借りなければなりませんので、たまたま私どもの剰余資金を運用するというのと、一般会計が借りたいということが合致して貸付けに至っているところでございます。

貸付けの金額でございますけれども、平成15年度が2億円、16年度が1億円、17年度も1億円、18年度が5,000万円、19年度が7,000万円、20年度が7,000万円、以上合計して5億9,000万円となっております。

○吹田委員

聞くとところによりますと、企業会計では、余裕のある資金を貸付けをしてもいいという感じなのですが、今、5億9,000万円ほどのお金が、長期で一般会計に回っているとのことですが、一般会計からの要請があって動いているという感じなのでしょうか。産廃会計で余裕があるので、貸してあげるから借りなさいということですか、どちらが正しいのですか。

○（生活環境）管理課長

どちらからの要請ということではなくて、先ほど申し上げましたように、企業会計側といたしましては、剰余金があれば、安全かつ有効に運用するという義務もございますし、一般会計で資金に不足があれば、どこから借りなければならないということがございます。二つの一致で貸付けに至ったということでございますので、特にどちらから先に話があったというわけではございません。

○吹田委員

決算書の平成22年度小樽市産業廃棄物等処分事業剰余金計算書の中では、長期貸付金が4億2,000万円となっているのですが、先ほどの答弁では5億9,000万円とのことで、私も不勉強なのですが、どういう形でこういう形の数字が入るのかということについてはいかがでしょうか。

○（生活環境）管理課長

一般会計に貸付けをする際は、資金的支出ということで予算を組みます。ただ、それに見合う収入という資金的収入がないものですから、それにつきましては、ある財源で補てんしなければならないということになります。その補てん財源として上げているのが、利益剰余金であり、また、その年の減価償却費は、会計上、予算では見るのですが、実際に現金の支出がないものですから、そのまま現金として残るということで、それらを合わせて、先ほど言いました資金的支出の財源といたします。その財源のうちの剰余金を充てた部分が、先ほど委員もおっしゃいました4億2,956万2,714円になるものでございます。

○吹田委員

今回の決算書を見まして、産業廃棄物の関係の年間収入は1億1,000万円程度です。そう言いながら、貸付金も含めて、未処分利益なども含めると、単純計算すると7億円も持っている。これは、適正な運営方法でこうなったのかどうかという部分があるのですが、先ほどから廃棄会計については利益が出るところだからと言われていたのですが、では、市は利益を出すためにそういう料金を決めたのかと、こうなってしまうのです。この辺のところのスタンスというのは、どのような感じになっているのでしょうか。例えば今、市が、全体が600億円で動いていると、そうしたら剰余金はその5倍ですから、単なる計算でいくと3,000億円を持っていることになり、私にすれば、この辺のところはどうなっているのでしょうか。

○生活環境部長

寅吉沢の産業廃棄物最終処理場は、基本的に瓦れきを中心とした産業廃棄物処分場なのですが、実は公営で瓦れきの産廃処分場を持っているというのは、全国的にも非常に珍しい状況でございます。産業廃棄物というのは、本来、排出者責任という名の下で、産業廃棄物処分場の経営者のほとんどが民間というのが実態でございます。

そういった中で、小樽市は、いろいろと歴史的な経過あるいは地形的な制約等があつて、公設の産業廃棄物処分場をつつたという経過がございます。

実は、廃棄物処理法上で、産業廃棄物処分場、これは民間の産業廃棄物処分場なのですが、維持管理基金をつくりなさいという規定が法律でございます。これはなぜかといいますと、最終処分場というのは、埋立てを受け入れている間は収入が入ってきます。埋立てが完了しますと当然収入は入ってきませんけれども、ではそこで最終処分場が終わるのかということそうではなく、実はその後も水処理ですとか、あるいは地盤沈下が起きますので、その整地といったことで、収益がなくなっても一定程度の年数は維持・管理が続くものですから、そういった意味で、あらかじめそういう収益を得るときに、将来的な維持・管理に見合う分を収益として見込むことが産業廃棄物の経営の原則的な考え方になってございます。

そういった中で、先ほど収益が出る会計と言ったのですが、実はここ数年はもうほとんど利益はとんとんに近いような状況になっていますけれども、小樽市は今なぜ7億円からの利益があるかといいますと、国道拡幅ですとか、いろいろな公共工事が頻繁に行われていた平成の一けた台の時代に相当量の土砂とかが入ってきていました。今こそ建設リサイクル法で入ってくる瓦れき類も限られていますけれども、建設リサイクル法ができる前はそれなりに入ってきていました。この処分場は、計画上は平成37年までもつ処理場なのですが、恐らくそこまではもたないだろうというふうに考えています。というのは、逆にどんどん予定していたよりも先に廃棄物が入ってしまったという計画との違いが生じています。そういったことで、逆にどんどん収益が先行して入ってきていたという事実がございまして、そういったことでたまたま今、小樽市の寅吉沢の処分場については、累積で申しますと7億円ぐらいの利益があるという状態でございます。

ただ、いずれにしても、先ほど言いましたように、今、廃棄物の受入れが終了しましても、御承知かと思いますが、一般廃棄物の処分場で、伍助沢に平成12年度に終了した処分場があります。あそこいまだに、まだ水処理とかの維持・管理は続いています。同様に、この処分場も、仮に満杯になって受入れがなくなっても、その後の維持・管理は続きますので、一定程度の利益があるのが前提であるのが処分場だということで御理解いただきたいと思います。

○吹田委員

今の答弁を聞いて、それなりにはわかったのですが、これは基本的に、皆さんが特にそういうさまざまな計画を立ててやるのですが、ここは本来、適正な形で今後のことを考えたときには、どの程度の資金量を持っていなければいけないと考えるのですか。計画の平成37年より前に満杯になると言っておりますから、そしてまた新しいものをつくるということもあると思うのですが、この辺のところで必要な廃棄処分手数料をいただくということがあると思うのですが、どの辺のところまでどの程度に沿ってこういうものを進めていくか。また今後、あそこが終わったときに、維持・管理のためにはどの程度必要だから、皆さんが利用したときにこの程度はいただいて蓄えておくのだという目標地点というのははっきりしているのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

今の段階で、その埋立処分後にどの程度の維持・管理費がかかるか、あるいは地盤沈下の関係だとかがございますので、どの程度の資金が必要か、そのために今は幾らにしなければならないのかという積算を今のところはしておりませんけれども、先ほど部長が申し上げました、今後何年かにかけてかかるものですから、料金体系を変えてそれを少なくするだとか多くするというについては、今のところは考えてはおりません。

○吹田委員

私は、必要なものを皆さんからいただくというのは特に問題はないと思いますけれども、基本的にはそういうきちんとしたものが示されて、そして利用する手数料を支払う方や地元に対して、こういう形でいただきますということをしっかりと説明できるような形が必要だと思いますので、今後もそういう形でお願いしたいと思います。

◎子育て支援の取組と成果について

続きまして、子育て支援に関して伺いますが、今、小樽の出生数等を見ますと、大変厳しいところであります。本年の 8 か月を基に単純に計算をしたのですけれども、今のペースでいきますと出生数は恐らく 660 人程度になると予想します。こういう状況にあり、また出生数と亡くなった方の差である自然動態は、一応今のペースでいくと 1,200 人程度が出てくると。ただ、たまたま社会動態については並んでいるということなので、そういう面では市内から市外に出られるのが少ないのかと思っているのですけれども、子供を産み育てる関係では、子育て支援課が頑張っておられるとは思いますが。こういう形で出生数がますます減ってきて、出生数が 600 人台になってきましたら、恐らくもう学校などはもう何校も要らないという状況になってしまう。高校などは二つあれば足りるかどうか、二つもあれば余ってしまうという感じがするのです。

子育て支援に関しては、平成 22 年度にもさまざまな対策をやったと思うので、やったことの内容とその成果、また、それを踏まえて 23 年度にどのような感じで取り組むかという問題についてはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

少子化傾向が続いているということですが、これは小樽市だけではなく、全国的な傾向であると認識しております。

小樽市においても、平成 22 年度、23 年度、それ以降についても、次世代育成支援行動計画の中でいろいろな施策をやっているというふうに考えています。

さまざまな比較がありますので、個々の部分についての検証というのは特にしておりませんが、今年度においても、第 2 回定例会で質疑をいただきましたファミリーサポートセンターについても開設させていただいており、我々としても子育て支援ということで、さまざまな形で事業というか、そういう業務も行っております。その中で、なおかつ人口が減っている状況があるのですけれども、国の制度でも「子ども・子育て新システム」ということでいろいろと議論されている中で、小樽市においてもできる限りの部分については行っているというふうに認識しております。もし、その支援策が行われていないのだとすれば、ひょっとしたらまだ少なくなっているのかということも感じております。

少子化の原因にはいろいろな状況があると思いますが、我々としては、安心して子供を育てられるようなまちというか、社会というか、そういうことの実現に向けて、これからのいろいろなことを考えながらそういう政策を進めていきたいというふうに考えております。

○福祉部長

平成 22 年度の子育て支援にかかわる事業の御質問ですが、主なものとして若干ここで挙げさせていただきますけれども、国の施策にかかわる子ども手当の経費ですとか、あるいは児童扶養手当の父子家庭への拡大、それから保育所の整備事業への補助金といったものが主なものとして挙がっております。

○吹田委員

昨年の出生数は一昨年に比べますと全体的には若干上がったのです。これも一般的な人たちに話すと、子ども手当の関係が働いたのかという話があったのですけれども、ここへ来て、その期待が完全にまた引っ込んでしまったということで、本年はその反動もあって人数が減っているという感じもしています。

今、札幌市は保育料を 1 割上げると表明しまして、恐らくこれが大ブーイングになるのではないかと思いますのですけれども、そういう面では小樽に住まわれる方々への子育ての応援には、子ども手当も必要ですし、保育料の引下げも必要だと考えているのです。これからは、そういう面でのことも私は必要だと思うのですけれども、子育て支援課では、保育料にかかわってそのような検討をするというお考えはあるのでしょうか。

○福祉部長

新聞にも出ていましたけれども、札幌市で保育料の引上げを検討するということですが、小樽市では、平成 15 年

ころから段階的に保育料を上げる方向で見直しをしております、今のところ、保育料をどうするかという検討はしておりません。なお、保育料の引下げが、今、例にございましたけれども、子供を生み育てやすいまちづくりの観点からは、恐らくこれまでも議会で質疑をいただいて、答弁などもさせていただいておりますけれども、保育料のことだけでなく、雇用の環境ですとか、暮らしやすさですとか、さまざまな総合的な要素があって、それらを上げていくことが必要ではないかというふうに考えております。

○吹田委員

ぜひそのように御検討いただきたいと思います。

◎ワクチン接種について

最後に、保健所にお聞きします。子宮頸がんのワクチンの事業が昨年度の途中から始まりましたが、昨年のワクチン等の接種にかかわって、皆さんが一応予定されたものがあったかと思うのですけれども、これについて、どの程度の進捗状況で平成22年度は終わったのですか。

○（保健所）山谷主幹

子宮頸がんのワクチンの事業は、本年2月から実施しております、国が示しました接種見込みを参考にいたしまして予算を計上しております。進捗状況につきましては、予算での人数に対しての接種者で見えていきますと、予算としては928人を見込んでおり、それに対して延べ接種者は622人で、これから見ますと接種率としては67パーセントになっております。

○吹田委員

子宮頸がんワクチンについてはそうなのですが、一般的に接種されるワクチンの動きについてはどうかということを今はお聞きしたのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

通常行われております定期予防接種につきましては、3種混合ですとか、ポリオワクチン、BCG、それから麻疹、風疹のワクチンなどがございますが、これらを平均いたしまして90パーセントから95パーセントの接種率で、ここ数年は推移しております。

○吹田委員

今、御答弁をいただいた定期接種の関係につきましては目標は100パーセントなのですか、例えば、95パーセントくらいでも90パーセントくらいでもいいのというスタンスで考えていいものなのでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

接種率につきましては、病気を予防する、それからかかった際の症状を軽くすることから考えますと、100パーセントを目指すべきであろうというふうには思っております。

○保健所長

予防接種につきましては、医学的な見地からそれがなじまない場合もあり得ますし、それからあくまでも保護者の考えでございまして、強制ではございませんので、完璧に100パーセントという事態は想定しておりません。

○吹田委員

私は、こういう定期接種については、国が健康を守るためには接種したほうがいいということでやっているわけですから、これは強制などというのは全くないのであって、やはりその方々がこれは子供たちに必要だということで考えられるような情報の提供が必要だと思っています。だからあくまでもこういうものは、保護者が子供をどのように健康に育てるかということで動くわけですから、そういう中ではさまざまな価値観があると思うのですけれども、そういう中で行政としてまして、特に保健所からは、そういう形で常日ごろ機会をつくって、ワクチンの接種について御理解いただけるような活動をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時27分

再開 午後 3 時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○川畑委員

◎千秋通線のロードヒーティングとバス停の通年設置について

決算説明書の 9 ページにありますロードヒーティング更新事業費について質問をさせていただきます。

ここには、老朽化したロードヒーティング施設を計画的に更新する事業費として5,061万1,600円が予算計上されたと書いてあります。平成22年度から23年度にかけて千秋通線のロードヒーティング改良工事を行うということで、22年度の工事区間は179.3メートルとありますが、これはどこに当たるか、説明していただけますか。

○（建設）建設事業課長

千秋通線のロードヒーティングの更新事業についてでございますけれども、市道千秋通線は、洗心橋交番の上の道道環状線から天狗山スキー場に向かう道路でございます。そのうち、最上小学校のグラウンドの上でございます市道最上小学校上通線の交差点から頂上に向かう407メートルのロードヒーティング敷設延長のうち、最上公園から頂上に向かう部分179.3メートルについて、平成22年に更新を実施しております。

また、内容でございますけれども、幅員 4 メートルのロードヒーティングを幅員5.5メートルにしております。

○川畑委員

では、残りの部分は、平成23年度に実施する予定になっているのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

概要で申し上げますけれども、407メートルのうち、最上小学校上通線の交差点から60メートル部分が5.5メートルの幅員になっておりまして、その上が4.4メートルの幅員でございます。

残りの部分については、現在、更新の工事を実施しております。

○川畑委員

最上公園から下ということになるのですけれども、この工事はいつごろ終わる予定なのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

現在、発注しておりまして、10月いっぱいでは終わるかと思っております。

○川畑委員

私も、平成23年度予算説明書を見まして、1 億1,440万円に予算が計上されているので、恐らくこの工事だろうと予測をしておりました。

今の答弁で、道路幅も若干なりとも拡張するということが確認できたのですが、実は天狗山ロープウェイ線の利用についての陳情が提出され、厚生常任委員会に付託されました。千秋通りの上りにバス停の設置ができないという事情を考慮して、小樽市として中央バスに要請するようという陳情があったわけです。陳情については結果的に継続審査となったわけですが、中央バスとの交渉は既にされていると思うので、その交渉の中身について教えていただけませんか。

○（生活環境）生活安全課長

今、お話のありました陳情第 1 号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方についてでございますけれども、この陳情は、先だつての第 2 回定例会で提出されまして、そこで継続審査になりましてから改めてバス路線事業者を検討をお願いしたという状況でございます。

バス路線業者の検討によるその後の回答なのではございますけれども、まず最上団地の停留所は下り線のみでありますけれども、最上団地の上り線への停留所の設置についての可能性を探るということで、バス事業者が実際に現地でバスを使って実験してみたところ、勾配が 15 パーセントと非常にきついという状況があり、上りへの停留所の設置は非常に難しいということがまずあるということでございます。

それから、下り線の最上団地の停留所ですけれども、これは平成 22 年 4 月に設置したものでございますして、これにつきましては、事業者として地域住民の利便性が少しでもよくなるようにということで、設置可能な下り線について、4 月から 11 月の夏期限定ということで設置をしたものという認識でございます。

それから、まちなかの市街地から最上団地に帰ってくるときは、事業者としては、これまでどおりになってしまふのですけれども、散策バスの利用あるいは天狗山ロープウェイ線と平行して走っております最上線の最上橋のほうを使ってもらいたいということでございます。

また、終点の天狗山ロープウェイ線で降車せずに回って最上団地のバス停で 1 乗降運賃である 210 円を支払っておるという方法につきましては、北海道運輸局への申請を行えば、技術的には可能であるとのことでございます。しかし、乗務員の人件費にはね返ってくるということもありまして、この路線の運行に関しては収支状況が非常に厳しいということもありまして、ますます厳しくなってしまうという事情もありまして、事業者としましては、この陳情内容の終点から最上団地まで乗り継いでも 210 円の同一料金での利用については、現時点で実現することはちょっと難しいということでございます。

○川畑委員

私も日本共産党も中央バスへ交渉に行っておりまして、その中でも同じような回答を得たわけではございますけれども、先ほど、なぜロードヒーティングの話を出したのかといいますと、夏期に限りますが下りのバス停が確保された。これが冬期間になるとなくなるのですが、本年 10 月にロードヒーティングができるとなれば、この冬からは停車してもらえるのではないかと考え方を持っています。それで、ロードヒーティングの更新事業によって、若干なりとも条件が変わってきたのではないかと考えているのです。条件が変わったので、もう一度改めて中央バスに要請してもらいたいのです。

確かに、散策バスとか、最上線の最上橋のバス停を利用してもらいたいというのはあるのですけれども、散策バスは 1 時間に 1 本しかないのです。そして、最上線のバスになりますと、そこから団地に歩くと 300 メートルぐらいの距離がありますので、そういうことも考慮して、住民の要求を十分取り入れてもらうためにも、市役所として、改めて中央バスに要請をお願いしたいということで私の質問を終わります。

○（生活環境）生活安全課長

今、御指摘のありました、下り方向のバス停なのではございますけれども、ロードヒーティングの敷設の部分が拡張されるということで、このことにつきましては、バス事業者伝えていかなければならないというふうに考えているところでございます。また、現在、4 月から 11 月の夏期限定としている下りの最上団地のバス停を通年で設置が可能かどうかというのは、バス事業者が冬期間の安定運行も考慮して、例えば大雪が降ったときに安定運行ができるか、勾配が非常に急な場所ですから、そういうことも含めて事業者が判断することになろうかと思います。

ただ、陳情内容は、終点から乗り継いでも 210 円での同一料金での利用とのことなので、事業者が下りのバス停の通年設置を検討する中で、仮に設置ということになったとしても、直接的にこの陳情内容と直接結びつくかどうかというのはなかなか難しい部分はあろうかと思うのです。もちろん事業者にはそのことも伝えしまして、今度

はそのことも含めまして、路線の収益とか、さまざまな条件を再度検討していただきまして、事業者はその可能性を判断してもらうことになると思います。

○川畑委員

確かにそういういろいろな事情はあると思いますが、すべてが一遍に解決しなくとも、一つずつでも前向きに解決していくために住民の要求を取り入れるという立場でよろしくお願ひしたいと思います。

○新谷委員

◎家庭ごみの処理手数料について

初めに、家庭ごみの処理手数料に関連して伺います。

平成22年度のごみ処理手数料は出ておりますけれども、改めて21年度の予算額と収入済額、その差額について、21年度、22年度でお知らせください。

○（生活環境）管理課長

ごみ処理手数料の予算額と収入済額と、その差額についてですが、平成21年度と22年度の額でございますけれども、まず21年度は、予算額が2億1,042万2,000円、収入済額が2億879万6,420円、その差額が162万5,580円、予算額に比べ収入済額が少なくなっております。

次に、22年度ですが、予算額が2億1,931万8,000円、収入済額が2億597万5,390円、その差額の1,334万2,610円が予算額に比べ収入済額が少なくなっております。

○新谷委員

それから、燃やすごみと燃やさないごみについて、平成21年度と22年度の搬入量の比較をお願いいたします。

○（生活環境）廃棄物対策課長

初めに、燃やすごみの収集量でございますけれども、平成21年度は1万8,224トン、平成22年度は1万7,925トンでありました。

次に、燃やさないごみであります。21年度は2,962トン、22年度は3,062トンでありました。

○新谷委員

今の答弁を聞いて、平成22年度の予算額と収入済額の差についてですが、前年度と比べて大変差があるわけですが、何でも、何でこのような差が出たのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

平成22年度の予算額と収入済額の差でございますけれども、委員も御承知のとおり、予算の編成は、前年度中にいたします。その時点で、原因ははっきりしないのですけれども、前年に比べて交付枚数が伸びている状況にありましたので、それを反映させた形で22年度の予算編成いたしました。その後、その伸び率が鈍化しまして、それが22年度も継続したことから、予算額と収入済額を比べて、1,300万円ほどの差が出たという結果になったということでございます。

○新谷委員

燃やすごみは、平成21年度と20年度を比べますと、20年のほうが多いのです。つまり減ってきているわけです。それで、燃やさないごみは若干増えているということですが、小樽市としては、ごみを減らすというのが方針だと思うのです。それなのに、21年度よりも多く見積もったということがちょっと理解できないのです。その辺は、交付枚数が多かったという答弁ですが、これは燃やさないごみについてのことですか。

○（生活環境）管理課長

今、燃やすごみで何リットルがどうかという個々の細かい理由は持っていませんけれども、全体的に交付枚数が伸びていったということで、個々の大きさごとの試算もしますけれども、その時点で伸びていたという状況を反映

させて予算を組んだということでございます。

○新谷委員

燃やさないごみが増えていますが、これはどういった理由でしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

資源物を含めた全体的なごみの総量が少しずつ減っていく傾向にある中で、委員の御指摘どおり、燃やさないごみが増えているということでもあります。実は、粗大ごみに関しても、平成21年度の1,920トンから22年度は2,067トンに増えております。

この理由についてですけれども、多少逆説的になりますけれども、年間2,000人近い人口減少によるところが大きいのではないかと推測をしております。どういうことかと申しますと、人口が減るということは、お亡くなりになる方や市外に転出される方が、出生や転入される方よりも2,000人多かったということでもありますので、遺品の整理ですとか、引っ越しによる粗大ごみの排出、それから長期間保管されていた燃やさないごみが一時的に多く出されるということになりますので、その影響が大きかったのではないかと考えているところでございます。

○新谷委員

それは、平成20年度、21年度、22年度、同じ傾向だということですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

燃やさないごみは、平成20年度が2,816トン、21年度が2,962トン、22年度が3,062トンと少しずつ増えてきておりますけれども、それらの原因がすべてではありませんけれども、粗大ごみと燃やさないごみはなかなか減らないということで、そういった理由が思い当たるのではないかとというふうに考えてございます。

○新谷委員

ごみは減らす方向で、資源になるものは資源にしていくということではなければならないと思うのです。今、燃やさないごみについての中身を聞きましたけれども、これはすべてではないということで、もっと市民にもわかっていただかなければならないことがあると思います。例えばプラスチックでは、汚れたものをそのまま入れてしまうということもあると思いますし、あと多分別収集をもっとやっていくと。御存じのように、公害の都市の水俣市では22分別をしておりますし、トレイでの販売禁止も行っておりますし、それから「我が家のISO」認定審査だとか、ごみを減らすための紙芝居などを行って頑張っているようです。事務執行状況説明書を見ますと、市民啓発事業として、まち育てふれあいトークがありますが、平成21年度は3回実施していたのですけれども、22年度はたったの1回だったのです。こういう状態ではなく、もっといろいろな工夫をしてごみの減量に努めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

御指摘のとおり、平成22年度のまち育てふれあいトークの開催は1回でございます。これは、町会ですとか、団体の求めに応じてその都度開催し、ごみの減量化や分別について説明させていただき、また同時に御意見だとか御提言をいただいているところであります。このほか、広報誌ですとかホームページ、それから全戸配布しております「小樽市くらしのガイド」で、ごみの出し方や分別方法について詳しく説明させていただいておりますし、年1回、収集カレンダーを作成して、町会を通じて全戸配布しているところであります。さらに、キャンアート(CAN-ART)フェスティバルなどの行事にも参加させていただいて、そういったイベントを通じて周知啓発に努めているところでございます。

○新谷委員

多分別収集に向けてはどうですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

今の分別が一定程度、定着していると思いますけれども、先日の環境省の情報でも、小型家電のリサイクルもこ

れから制度化されていく中で、ごみを減らすためのインセンティブが働くような政策も、今後考えていかなければならないと考えています。

○新谷委員

◎市営住宅の管理状況について

次に、市営住宅の管理についてですが、小樽市は指定管理者に委託をしています。平成22年度から3年間、新たに指定管理者が決まったわけですが、どのように決めましたか。

○（建設）小林主幹

市営住宅の管理につきましては、指定管理者の公募を行っております。平成22年度に指定管理者による管理をスタートするに当たっては、3社が応募してきております。指定管理者の選考委員会の中で、応募がありました事業者ごとにヒアリングを行っており、その結果、選考委員会で業者を決定いたしまして、そして直近の定例会において指定管理者の指定の議決を得ているところでございます。

○新谷委員

小樽市営住宅の管理に関する基本協定書に基づいて伺いますけれども、平成21年度と22年度の管理費用の予算額と決算額を示してください。

○（建設）小林主幹

指定管理者の市営住宅管理代行業務費の関係でございますが、平成22年度の当初予算が8,080万円で、決算額も同額でございます。

21年度につきましては、当初予算が8,552万7,000円、決算額が8,552万6,631円となっております。

○新谷委員

平成22年度は、21年度に比べて予算額も決算額も減っておりますけれども、減らした理由と、その内容についてお知らせください。

○（建設）小林主幹

平成19年度から21年度にかけての管理経費につきましては、政策空き家の除雪部分が入ってございました。

ただ、年度ごとに雪の量が変わりますので、22年度から政策空き家の除雪費は管理経費から除いて、市の直轄の予算措置をしてございます。

○新谷委員

その理由はわかりました。今、政策空き家の多い地域では、冬に空き家の屋根から雪が落ちてきそうになっても、なかなかパトロールに回ってきてくれないという声もありましたので、ぜひ今度は市が責任を持ってやっていただきたいと思います。

それから、この基本協定書第24条では、毎年度、事業が終了した後、市が指定する期日までに業務報告書を提出しなければならないとなっておりますけれども、これについて期日など、どのようにやっているか、説明してください。

○（建設）小林主幹

年度が終わりますと、通常、翌年度の5月末までに業務報告書をいただくことになっております。ただ、指定管理者の場合、収納業務も行っておりますので、出納閉鎖期間が5月末までありますので、若干その提出期限が遅れているところでございます。

また、業務報告書をいただきましたら内容を確認し、疑問点については、その都度確認して書類をいただいているところでございます。

○新谷委員

管理経費等の収支状況等の報告を求めることができるとありますけれども、どういうふうにしていますか。

○（建設）小林主幹

毎年度、事業が終わりますと、必ず決算書、そして事業報告書をいただいておりますので、その中身については、その都度確認をしているところでございます。

○新谷委員

確認は当然なのですけども、その確認の仕方として、ただ見て、説明を求めているだけなのか。きちんと立ち入って現金まで調べているのかどうなのか、そこら辺はどうですか。

○（建設）小林主幹

収納業務などを扱っていますので、状況によりましては、金額的な流れについて、管理事務所に行って調査したことはございます。

○新谷委員

調査したことはございますとの答弁ですが、毎年、管理費用は変わっているわけですし、毎年、調査をする必要があるのではないですか。

○（建設）小林主幹

その都度、状況に応じてやっていきたいと考えております。

○新谷委員

では、毎年度、収支状況を出してもらった後には必ず行うということによろしいですか。

○（建設）小林主幹

決算書等をいただいたときには、その都度確認をしてまいりたいと思っております。

○新谷委員

それが事故を起こさない基本だと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、次に、施設の改修についてですが、指定管理者は退去時の修繕を行うことになっておりますけれども、この修繕事業は何社で行っているのですか。

○（建設）小林主幹

指定管理者が退去修繕を扱っており、業務仕様書の中で市の指名業者を使うことがまず大前提になっておりまして、その中で指定管理者が、緊急対応が必要な修繕ですので、緊急対応が可能な業者、人工の配置ができています会社、そして今までの実績等がある会社といったところを指定して契約を結んでいるというように聞いております。

（「何社ですか」と呼ぶ者あり）

指定管理者が業者 1 社と契約を結んでおります。

○新谷委員

指定管理者になる前は、小樽市が直接業者に頼んでいたわけですけども、そのときには何社だったのですか。

○（建設）小林主幹

何社と決まっているわけではなくて、3 社、4 社、そういったところを押さえておりまして、地域ごとに緊急対応が必要ですので、そういったところを回して使っております。

○新谷委員

それで、今は指定管理者が修繕を業者に依頼しているのは 1 社ということですが、その中身はいろいろとあって、そこで全部できているのかどうかわかりませんが、その先の流れとして、いろいろな業者に頼んでいるのかどうか、その辺はわかりますか。

○（建設）小林主幹

指定管理者が 1 社と契約をしまして、それ以降は、例えば電気だとか設備、建築関係といった業者を使っていると思いますが、詳細については掌握してございません。

○新谷委員

1 社とだけ契約を結んで、その先がわからないというのでは、やはり市の責任という部分では、ちょっとないと思うのです。先ほどの主幹の答弁では、業者発注するときの業者の選定及び契約方法については、公平性及び透明性を確保するとありますけれども、今、建築業界は特に厳しいときでもありますし、その 1 社からほかの業者にどのように仕事が回っているのか、どのぐらい使われているのかということは当然把握すべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○建設部次長

今、主幹から答弁いたしましたように、指定管理者では、いわゆる修繕だとか、建築のノウハウが少ないものですから、やはり小さな工事も大きめの工事も含めて発注するときには、一定程度ゼネコン的な企業に依頼せざるを得ないという状況があると思っています。それについては、私どもも、ある意味仕方がないというふうに思っているところでございます。そういう意味で、1 次下請といいますが、そういう形で 1 社と契約をして修繕工事をお願いしているという流れであります。建築工事にはいろいろな工事がありますので、その 1 社から何十社になっているかわからないですけれども、2 次下請という形で市内業者を複数社、いろいろと使っているというふうに思っています。

ただ、委員からお話がありましたように、そういった部分についても、協定書にありますように、市としても一定程度把握しておく必要があるというふうに私どもも思いますので、今後そういった形で対応してまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

それでは次に、市の行う修繕なのですが、補修についての修繕費に決算額は幾らなのかお知らせください。

○（建設）小林主幹

市営住宅施設整備費の修繕料というお話でございます。

平成22年度につきましては、5,058万5,788円となっております。

○新谷委員

過去の状況についてもわかる範囲で教えてください。

○（建設）小林主幹

平成19年度から答弁いたします。修繕料が4,134万3,761円、20年度が3,969万6,557円、21年度が4,196万7,807円でございます。

○新谷委員

平成19年度から20年度のときに予算が少なくなっているということで問題にしたことがあるのですが、今は増えているということで、入居者にとっても、また業者にとっても若干改善されているというふうに思います。この補修については、やはりいろいろな希望がありますので、引き続きスムーズに対応するように要望いたします。

それから、小樽市営住宅の管理に関する基本協定書の件に戻りますけれども、アンケートをすることになっており、事業計画書等の項目には、「市営住宅入居者の利便性の向上を図るため、アンケート等を実施して、市営住宅入居者の意見、苦情を把握し、これを市に報告するとともに、本業務の改善に努めるものとする」とあります。このアンケート用紙がどのようなものか見せていただきましたが、これには苦情や意見を書く欄が一つ也没有。設問が7つあって、職員の対応だとか、修繕を依頼したときの対応、それから市役所からの連絡文書の配布状況だとか、個人情報やプライバシーの配慮などについての設問で、満足、やや満足、どちらとも言えない、やや不満、不満と五つに分けられています。これはアンケート調査というよりも満足度調査だと思うのです。だから、この事業計画の中で言っている内容とは少し違っていると思いますので、この辺の改善もしなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）小林主幹

アンケート調査は平成21年10月に、初めて指定管理者が実施しました。今、委員の御指摘もありますので、内容については指定管理者と話し合いをしていきたいと考えております。

○新谷委員

今の答弁では、平成21年度に行ったということですがけれども、19年度から指定管理者制度が始まりましたが、入居者の中には、このようなアンケート用紙を全然見たこともないし、聞いたこともないという方もいるのです。これは、全員に配布されているわけではないですね。

○（建設）小林主幹

入居者が全部で約2,800件ありまして、全員に配布するというのは大変だということで、当時、自治会長と管理人に配付して、御意見を伺ったと聞いております。

○新谷委員

事業計画のアンケート実施の項目では、「入居者の意見・苦情等を把握し」となっていますから、代表者とか、管理者、それから自治会長という限られた人では、全部の意見を吸い上げていることにはならないと思うのです。自治会によって違うのかもしれませんが、年に1回は総会を開いたりしていますから、その中で皆さんに意見や苦情がありませんかと、そういうものを吸い上げて出すのならわかるけれども、先ほども申しましたとおり、アンケート用紙があることも知らないという人がたくさんいるわけなのです。

皆さんの意見を聞いて出すようにしなければならないと思いますので、その辺の改善と、3年に一遍の計算ですがけれども、もう少し頻繁にアンケートを実施したほうが良いと思いますがいかがですか。

○（建設）小林主幹

以前は3年に1回ということで、この辺につきましても指定管理者と話し合いをしていきたいと考えております。

それから、自治会長と管理人ということでは、皆さんの総意が得られていないという御指摘なのですが、自治会長あるいは管理人という方は、自治会活動などを通して、日ごろから入居者の意見、あるいはいろいろな苦情も聞いているものですから、ある程度集約して、自治会長の個人的な考えというよりも、皆さんの意見を反映してアンケートに回答したというふうに考えております。

○新谷委員

アンケート用紙が配られて回答しましたかと、平成21年当時に自治会の会長をやっていた方に尋ねても、もう覚えていないとのことですから、それだけ重要視されていないのだと思うのです。今、主幹は、皆さんの意見が反映されていると考えているという答弁をしましたけれども、それは推測だと思われますし、入居者にはいろいろな問題がありますから、具体的にきちんと意見を吸い上げて出すようにしてほしいと思いますので、再度答弁をお願いします。

○建設部次長

アンケート調査をお願いする対象ですがけれども、確かに全員の意見についてはひとつ大事ななことかと思っておりますけれども、私どもとしては、基本的にその団地の自治会長なり管理人というのは、皆さんのまとめ役でもあるので、代表して意見を言ってもらえるというふうに思っています。

ただ、御指摘がありましたように、アンケートの内容が、住まわれている方の意見あるいは要望といったものが反映されるような中身には、ちょっとないという気がしていますので、このアンケート調査の中身をもう少し検討して、生の意見が少しでも受けられるような形にしていきたいというふうに思います。

○新谷委員

そのようにお願いいたします。

◎国民健康保険事業特別会計について

それでは次に、国民健康保険事業特別会計について伺います。

平成21年度、22年度でかなりの黒字を出しておりますけれども、改めて単年度の収支額をお示してください。

○（医療保険）国保年金課長

単年度収支についてであります。平成21年度が7億4,569万5,000円の黒字となっております。また、22年度につきましては、2億7,990万2,000円の黒字となっております。

○新谷委員

この2年間で10億円以上の黒字を生み出しております。平成22年度の決算は黒字になり、累積赤字が解消されて剰余金できたということですが、22年度は、保険料の賦課限度額を5万円引き上げております。国保料が高いという市民の苦情をよく聞いております。

ここで伺いますけれども、20年度から22年度の滞納額についてお知らせください。

○（医療保険）保険収納課長

平成20年度から22年度の滞納額についてですけれども、現年度分で申しますと、還付未済額、不納欠損額を除きまして、20年度が2億195万3,000円、21年度が1億9,211万7,000円、22年度が1億9,987万5,000円となっております。

○新谷委員

頑張って収納率も上げているようですけれども、2億円近い滞納額があるということです。

平成22年第1回臨時会では、北野議員が限度額到達世帯の滞納状況を質問しました。そのときは、20年度で10.6パーセント、全体割合は9.2パーセントなので、限度額に達すると思われる所得400万円以上の世帯が全体割合よりも高いという答弁でした。平成22年度についてはどうでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

平成22年度における所得400万円以上の未納世帯の割合は9.6パーセントで、全体の未納世帯の割合の8.9パーセントを上回っております。

○新谷委員

限度額到達世帯の方々への負担が重くなっていると思うのです。もちろん国保会計をいつまでも赤字にしておくことはできないかもしれませんが、昨年5万円の引上げがあり、さらに本年も5万円で、10万円です。これはすごく大きな負担になっていますから、平成22年度の5万円の引上げは、ちょっと上げすぎではなかったのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

限度額を上げすぎではないかというお尋ねでございますけれども、委員がおっしゃるとおり、限度額到達世帯の未納割合は、全体の割合を上回っておりますけれども、収納率で言いますと、逆に限度額到達世帯が高くなっている状況がございます。また、限度額到達世帯の未納金額を全体の未納金額に占める割合ということで考えますと、平成20年度では8.5パーセントでしたが、22年度は5.5パーセントに減少しているという状況でございます。

また、さきの代表質問での市長答弁にありましたように、限度額の引上げにつきましては、一定程度高所得者の負担を増やしていただきまして、中・低所得者の負担を緩和させるのが目的でございます。この辺は、従前より道を通じて国の基準に合わせるようにという指導を受けておりまして、その辺を念頭に置いて引上げを行ったということでありますので、こちらとしては引上げが必要だったということで考えております。

○新谷委員

高額所得者とは言いますけれども、所得が380万円、400万円で、給与収入に直すともう少しありますけれども、これで高額の所得者とは言えないと思うのです。

一般会計の繰入れについて、他市の状況と比較してみました。小樽市は、もちろん法定内の繰入れはしておりま

すけれども、法定外の繰入れが非常に少ないです。1人当たりの法定外繰入れがどのくらいになっているかというと、小樽市は200円です。これは、北海道がまとめた平成21年度の市町村国保の決算状況調べですが、小樽市は200円、函館市は1,500円、釧路市は2,377円、帯広市は5,371円、苫小牧市は1万208円、旭川市は1万5,620円です。旭川市は保険料軽減のために法定外繰入れを取り入れたと聞いておりますけれども、2010年の国保新聞では、厚生労働省の調査で1人当たりの法定外繰入れは平均で1万154円だとあったのです。ですから、高すぎる国保料を引き下げるために、もう少し法定外繰入れを引き上げるように市長と財政部にお願いをしてもらって、保険料の軽減に努めていただきたいと思いますので、この答弁を部長からお願いいたします。

○医療保険部長

一般会計からの国保特会への法定外の繰出金を増やすようにという委員の御指摘ですけれども、御承知のとおり、法定繰入金につきましては、毎年度、総務省から基準が示されまして、これに基づく経費につきましては、地方交付税において措置されるという財源構成になっております。

しかし、法定外繰入金につきましては、地方交付税で措置されないということで、市の財源手当てが必要になってきます。したがって、法定外繰入れにつきましては、現在の小樽市の厳しい財政状況を考えなければ、国保特会としても、そこに法定外を増やしてほしいというのは、なかなか難しいというふうに考えております。

○新谷委員

確かに、小樽市の財政も楽になったとは言えないと思います。それでも12億円近い黒字になっております、他会計からの借入れもありますけれども。やはり市民の命と健康を守っていくという立場に立って国保として頑張してほしいのですし、そもそも国保会計へ一般会計からの繰入れは法律でも認められていることでもありますので、その点で政策的な問題というか、そういうことで要望してほしいのです。

それと同時に、自治体の国保会計が厳しくなった背景には、国庫支出金が大幅に削られてきたということがありますので、それについてもかなり減らされております。その割合を増やすように国にも申し入れていただきたいと思いますので、最後にその点についてよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎他会計からの借入れについて

私からは、他会計など借入れ分、特に水道事業会計、下水道事業会計の部分で6割ぐらいあると思いますが、この借入れについての考え方について、例えば水道事業である程度利益が上がって、その分を、平成22年度でしたら借入れは8,000万円という形になっていると思います。その考え方について、お聞かせください。

○（財政）財政課長

このような他会計からの借入れにつきまして、一般会計といたしましては、財政調整基金の残高がない中で、歳入と歳出のバランスをとるためにやむを得ない措置として行ってきたものでございます。

○山田委員

それでは、こういう形で借り入れるとなると、例えば事業会計で10の利益が出たと。この10をそっくりそのまま一般会計に繰り入れるとか、10の中から8を入れるというやりとりはあったのでしょうか。

○（財政）財政課長

やりとりといいますか、一般会計として収支均衡予算を組むために不足する額が出てまいりますので、他会計でそれぞれの事業を行った結果、生じた余剰金といったものの中から、一般会計の借りたい額を何とか都合してもらって貸していただいているという状況でございます。

○山田委員

では、水道局にお聞きしますが、平成22年度の水道事業会計の余剰金は幾らなのでしょう。

○水道局長

細かい数字はちょっとあれですけども、水道事業会計の平成22年度の資金余剰は、8 億数千万円が生じております。

○山田委員

8 億円とすれば、今回、平成22年度には貸付けが8,000万円ですよろしいですね。8,000万円ですからその10分の1 だという形で今回は貸付けをされたということで承知しておいてよろしいでしょうか。

○水道局長

数字から言えば、そういうことになると思います。

○山田委員

また、下水道事業会計では8 億3,300万円を貸し付けております。下水道事業会計の余剰金は幾らでしょうか。

○水道局長

下水道事業会計としては、平成22年度末に1 億9,000万円強の資金余剰が発生しております。

○山田委員

私も、企業会計の決算審査意見書も見たのですけれども、毎年、水道局では本当に努力されて、こういうような余剰金を出していると思います。今回、こういう形で貸付けていることを見ると、本当に苦労した分を一般会計が借り入れて、今回の財源不足の補てんに使われていることが改めてわかりました。今年度は、一般会計で9 億1,300 万円を借り入れていますが、財政の概況の11ページを見ると、元利償還の部分では、将来的にどれぐらいで今後推移されるのか、財政部でどれだけ考えられているのか、それとも、今後こういう形のものは減らされていくのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）財政課長

他会計からの借入れと、財政の概況の11ページにある今後の元利償還とは、直接リンクはしてまいりません。

ただ、他会計からの借入れ自体が、基金からの繰入れも合わせますともう既に50億円を超えているという状況にございますので、一般会計といたしましては、財政運営の健全性の確保ですとか、あるいは財政秩序の維持といった観点から、こういった他会計からの借入れについてはできるだけ早期に解消していかなければならないというふうに思っております。

○山田委員

このような質問をしたのは、水道局では本当に鋭意努力されて利益を出されているということに対して、やはり一般会計でも、ある程度、その水道局のやりたい事業がたぶんまだあると思います。今回の奥沢水源地の部分でも、まだこういう予算を組まなければならないということもございますので、そういう余剰金については、水道局で有効な利用の方法をぜひお願いしたいと思います。水道局長から、一言よろしくお願いします。

○水道局長

今、奥沢ダムのお話がありましたけれども、思いがけないというか、突発的なことに見舞われて、収益的収支が平成23年度は当初予算よりも相当悪化すると思われます。資本的収支についても、一部、23年度に予定していた工事を少し抑えざるを得ないということで、業者の方々にも御理解をいただいて、抑えて何とか支出予算を確保し、その中で十分に間に合うかどうか、まだ今、設計段階ですので不確定要素は多分にありますけれども、その中で、もし、はみ出るということになると、補正予算を組むことになります。今の8 億円という資金余剰の部分は、23年度の決算では非常にある意味では効果的というか、そういう中では、やはりできるだけコンパクトな組織という部分も、24年度に向けてですけども、今、いろいろな各職場で検討していただいているという状況でございます。

○山田委員

ぜひとも頑張ってやっていただきたいと思います。

◎バリアフリー制度について

次に、決算説明書の 9 ページにあるバリアフリー等住宅改造資金関係ですが、平成22年度から対象が変わっております。この部分について、どのような経緯で始まって、どのような形で対象が変わってきたのか、まず説明をお願いしたいと思います。

○（建設）小林主幹

バリアフリー制度の関係でございますけれども、平成13年度からスタートしております。対象は、高齢者や身障者が行うバリアフリー改造で、限度額は 1 件当たり200万円です。それと、一般市民が行っている無落雪屋根等改造工事は限度額が100万円、合計300万円までを無利子で融資するといった制度でございました。22年度からは、融資の拡大を図りまして、無落雪屋根等改造工事をリフォーム全般に拡大いたしまして、融資の枠を200万円とし、バリアフリーの改造は今までと同様で200万円、これで最大で400万円まで無利子で融資するといった制度に拡大しております。

なお、平成22年度から 3 か年につきましての工事の発注先は市内業者ということで行っております。

○山田委員

バリアフリーとリフォーム全般という範囲で、市内業者に限定するということもわかりました。第 3 回定例会には、建設常任委員会でも小樽市住宅リフォーム助成条例を提出しておりますが、その条例とは別に融資されるという認識でよろしいということですね。

○（建設）小林主幹

この制度は継続する方向で、現状は考えてございます。

○山田委員

ますますそういう方々に使いやすいような制度に変わってくるということで、認識を新たにいたしました。

◎街路灯設置費補助金について

次に、街路灯設置費補助金について何点か伺いたいと思います。

街路灯設置費補助金の決算額は404万6,500円ですが、予算額は380万円程度だと思います。増えた理由として何があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）庶務課長

予算の段階では前年の決算額ですとか、いろいろな町会からの計画をお聞きした中で予算を策定してございますけれども、5月の段階で、我々が予想していたよりも街路灯の申請が多かったこと、その申請が終わってからも修繕だけは随時で受け付けておりますので、修繕がそこそこあったということで、20万円ほど予算が不足いたしましたので、道路橋りょう総務費という費目の中で流用により対応したということでございます。

○山田委員

最近、省エネルギー照明ということが聞かれており、昨年は、いろいろとそういうような話題が多かった年だと認識しております。そのような中で、各町会での大規模改修というものが付随してあったのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）庶務課長

今、御質問にありました省エネ型灯具への変換でございますけれども、特にここ 2 年ぐらい、省エネ型を希望する町会が増えてきていると思っております。昨年度は、全体で283灯の灯具の更新あるいは新設があったわけですが、そのうち私どもが省エネ型灯具と位置づけているものに、ナトリウム灯、無電極式灯具、それからLEDとございますが、それらの合計が184灯で、全体の60パーセントを占める状況になっております。

その中で、特に多かった要因といたしましては、最上町会が3か年計画で、町会の電灯の300灯を無電極化するというので、平成22年度にそのうちの130灯があったことが一番大きな要因だと考えてございます。そのほかにも、幾つかの町会で省エネ型への変更を望むということで出てきてございまして、来年度以降もそういった計画を持っているというお話も聞いているところでございます。

○山田委員

小樽のまちは、海岸からの雨風という部分も多く、私の住んでいるオタモイ町会でも、従来の鉄でできた街路灯のさびが多く、故障の原因は腐食が多いので、市に対して本当にいろいろと数を多く出して御迷惑をかけている点だと思います。もし参考になるようでしたら、今後、町会から相談が来たときに、このような形でやっているだとか、器具のあっせんまではいかないけれども、今、市内ではこういう形のものが使われているというように、何かの形で町会にお知らせしていただければ大変助かる部分もあると思います。

次に街路灯維持費補助金について伺いますが、平成22年度の決算額は4,600万円となっていますけれども、これは総予算の何割に当たるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）庶務課長

平成22年度の助成額4,600万円が小樽市街路防犯灯組合連合会から寄せられる電気料の合計額の何パーセントかという御質問と思いますけれども、率にして60.5パーセントに当たります。

○山田委員

6割ということで、町会も自分たちの協働という意味では、ある程度の負担をするのはやむを得ないと思っておりますが、以前はもう少し助成金額があったように思います。それから比べると、今は6割ということですがそれでも、その部分は今後も維持されるのか、そこら辺を少しお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

委員のお話にもありましたとおり、かつては70パーセント程度の助成率だった時期もございました。しかしながら、十七、八年度ぐらいから、財政状況が厳しい中で、助成率の減少が進んでまいりました。街路防犯灯組合とも協議をした中で6割を確保するというので話がつきましたので、市の予算として6割を確保しているところでございます。

今後のことでございますけれども、現状では、まだ財政健全化に向けての途上でございますので、私どもとしては、この6割を確保していくと、決して道内他都市に比べても低い額ではないと思っていますので、そういった方向で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○山田委員

今回の質問は、財政負担を軽くしてほしいということではなく、町会との協働という意味でも、LEDを使うとたぶん料金も下がるのではないかという意味では、町会の維持費も軽くなるし、市としての経費も軽くなる、一石二鳥の案ではないかと思って、こういう質問をさせていただきました。

関連して、国の補助事業として、道路と公園の照明省エネルギー型改修事業費がありますが、その点で、道路と、それから公園照明の2項目についてお聞かください。

○（建設）建設事業課長

私からは、省エネルギー型の道路照明についてお答えしますが、平成22年度の決算額は1,090万6,350円です。この工事内容でございますけれども、照明は、ポール、灯具、ランプ等に分かれておりまして、ランプの取替え、安定器の取替えということで実施してございます。内容につきましては、300ワットを180ワットのナトリウム灯にかえる部分が6球、250ワットを180ワットにかえるものが122球、210ワットを110ワットにかえるのは50球、合計で178の水銀ランプからナトリウムランプにかえたという状況でございます。

○（建設）堤主幹

私からは、公園照明改修事業について説明申し上げます。

平成22年度は、全体で862万500円の事業費をかけまして、小樽公園、手宮公園、平磯公園、朝里川公園、銭函中央公園の5公園にある14灯の水銀灯を無電極点灯式の、製品名でエバーライトという商品でございますが、この省エネ型の照明にかえてございます。

それからもう1点、花園グリーンロードの照明でございます。これまでの2灯付きの水銀灯の照明17灯をLEDの照明に切り替えてございます。

○山田委員

省エネルギー灯にかえると本当に節電効果があり、自然にも優しいということは、皆さん承知のことだと思います。省エネルギー灯になった時点で、北電との交渉などもあり、電気料金はもちろん下がったという認識でよろしいのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

道路照明につきましては、300ワットを180ワットにかえたものですから、当然、基本料金等も下がって、使用電力も下がるというふうに考えております。そういう中で、北電との契約では、1灯定額で契約する部分と使った分だけ払う従量制がございます。そういう中で、今、試算はしているのですけれども、その中身としては、定額制で換算をいたしまして、どのぐらいの削減になるかという部分で数字的には出したことがあり、大体11パーセントぐらいの削減率になっているのではないかと考えてございます。

また、今年度、75灯を整備いたしまして、481灯すべてを整備したものですから、今後1年間の使用電力量の比較をいたしまして、最終的には幾らになるかという部分で改良率というか、省エネ率を出していきたいと思います。

○（建設）堤主幹

公園の、特にグリーンロードをLEDに交換させてもらいまして、今はやりの省エネ型となっています。これにつきましては、建設事業課長の答弁のとおり、我々も公衆街路灯ということで、定額制で受電してございますので、電気料としては相当下がっていくと思っております。ちなみにLED50ワットをつけますが、今までついていたのが100ワット2灯分なので、ワット数でいけば4分の1になりますけれども、あくまでも定額制で料金が決まっておりますので、そういった部分でいきますと、大まかな試算でいきますと、4割弱というあたりの電気料金の減額になっていくというふうに押さえてございます。

○山田委員

今お聞きして、11パーセントから約4割まで削減できるということがよくわかりました。できれば、1年間、経緯を見守った後、北電との交渉で電気料金を安くしていただければ、町会でも省エネルギー灯のようなものが使えるかもしれませんので、ぜひともそういう方向で、今後とも取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

◎土木費について

最後に、土木費の中で、平成22年度予算説明書には、金額は少ないのですけれども、中高層建築物紛争調整委員会委員報酬1万7,000円、それとラブホテル建築規制審査会委員報酬2万8,000円がありますが、今回の決算説明書に載っていないということは、こういう委員会は開催されていないという認識でよろしいですか。

○建築部次長

そのとおりでございます。

○山田委員

わかりました。

○濱本委員

◎病院事業会計の決算について

まず、病院事業会計の決算については、いろいろとお話がありますし、広報おたるにも載っていましたが、市民の皆さんの認識がちょっと違うという思いもありますので、何点か質問させてもらいたいと思います。

初めに、私の感想ですが、病院事業決算書があるのですけれども、これにはほとんど数字しか書かれていません。それで、監査委員の出した企業会計決算審査意見書の病院事業会計のところで言うと、監査意見というのは、11ページ目のほんの4分の1あるかないかという程度で、その前段は、実は病院事業決算書の補足説明なのです。できれば、決算書に審査意見書の前段の部分、それからもっと言うと、その後いろいろな指標とかが出ている参考資料があるのですが、そういうものが一緒になっていると頭の中にすっきり入ると思うのです。本日は監査委員の方もいらっしゃいませんので、明日にでもまた改めて御見解を伺いたいと思います。

まず、本年の収入で、病院の実態を見ると、決算書の5ページ目から収益費用明細書があり、その中の項目で、入院収益、外来収益、それからその他医業収益、これらを合算して、平成21年度と22年度で幾らずつあるのか、また、その差額は幾らになっているのか、細かい数字は要りませんので、100万単位でお聞かせいただきたいと思います。

○（経営管理）吉岡主幹

医業収益の平成21年度と平成22年度の比較ですが、平成21年度は、医業収益の合計額が73億9,400万円、22年度が77億5,600万円でございますので、医業収益では3億6,200万円の増となっております。

○濱本委員

対前年比でいくと、3億6,200万円の増収になっていると。今、私は、この中の一般会計負担金をあえて除いて数字を聞かせてもらいました。

それと同様に、平成21年度の費用について、医業費用の21年度と22年度の差額は、計算すればわかるのですけれども、改めて確認したいのですが、差額は幾らになりますか。

○（経営管理）吉岡主幹

差額は1億7,800万円でございます。

○濱本委員

収益というと、勘違いしてすぐ利益に頭が向いてしまうのですけれども、収入は3億6,200万円で、対前年比でいくと、支出は1億7,800万円増になったと。ここの部分だけで言うと増収にはなったけれども、費用も上がりましたと、対前年度との中ではこういう一つの傾向がある。そして、平成22年度を計算していくと、これは私が計算したのですけれども、赤字が8億5,000万円あるのです、決算書上は、そういうとり方をすると。ここがなかなか難しいところで、普通の家計や普通の会社の決算と、公営企業の決算というのはちょっと違って、実際に8億5,000万円が平成22年度にすべて赤字になっているわけではなくて、実は使ったと言われている86億600万円のうち、内部留保されたお金があるのだと思うのです。その大まかな費目と、総額は幾らになるかわかりますか。

○（経営管理）吉岡主幹

医業費用の総額16億円の中で、支出として出ていっても、実際には現金を伴わない支出があります。それが、今、委員の言われております損益勘定留保資金という形になる非現金の部分ですが、医業費用の中では、トータルいたしますと約6億2,000万円が非現金支出という形になっております。

○濱本委員

6億2,000万円ということは、先ほど収支の差額が赤字の8億5,000万円ですから、実際的には2億円なのです。けれども、市民はそういうふうに理解をしていないということなのです。家計の話で言えば、給料をもらって、どんどんお金を出して行って、月次を見て、その中で、例えば生命保険を掛けているとか、何とかを掛けている

といっても、赤字になったら続けられないですぐにやめます。民間もそうですが、民間はちょっと減価償却費がその時々によって違いますけれども、公営企業はいや応なく満額計上していかなければならないのです。言うなれば、内部留保があるにもかかわらず、満額計上していかなければならないので、見かけの赤字です。本当の赤字は、今、私が言った 2 億幾らという形になるのだらうと思うのです。そこら辺はなかなか市民の方が理解できないし、説明不足という部分もあるのだらうと思うのです。決算書でそういう姿が出たので、広報のこともいろいろと話題になっていましたけれども、そういうことも含めて、法的にのっかった情報公開というものもあるのでしょうけれども、もう少しわかりやすい情報公開も、市民の皆さんに安心を与えるためには必要ではないかと思いますので、今後、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。これについての答弁はいいです。

それと、付随しているのですが、結局、家計の感覚でいくと、月次にお金がないという家計簿の状態だと、本当にお金がないのです。そういう意味で、病院というのはそうではないわけです。このように内部留保というか、こういう寄せているお金があるはずなのです。何となく決算書を見ると、いやいや真っ赤っかで、本当に運転資金もびびびしているのではないかという認識になりかねない。実際はそういうことではないと思うのです。そこで、平成 23 年 3 月 31 日時点の現金、それから棚卸資産みたいなものがわかれば、お知らせいただきたいと思います。

○（経営管理）吉岡主幹

決算書の 4 ページになりますが、貸借対照表がございます。その中に、資産の状況として、左の表に 2. 流動資産に現金・預金の項目があり、これは年度末の現金・預金ですが、8,159 万 5,520 円となっております。これが手元に資産としてある現金・預金の分でございます。ただ、ここの資金余裕というものが実際に、現金・預金の残とは別に、その年度の資金余裕を示す指標がここから見てとれます。それが、流動資産の総額と流動負債の総額との差引きでございます。差引きをしますと、プラスの 1 億 4,000 万円という数字が残ってまいります。それが平成 23 年度の資金余裕ということになりますので、資産の状況、それからそういう資金の収支の状況は、この貸借対照表の中で見ていただく形になります。

○濱本委員

家計を預かる母親たちに貸借対照表と言ってもたぶんわからないのだらうと思うので、そういう意味では、市立病院の病院事業会計は運転資金もショートしているわけではないですし、赤字も確実に圧縮しているということ、病院改革プランのこともありますけれども、それをベースにしながらかちんと説明していく必要があるのではないかと思います。単純にこれだけを見ていて、私でもよくわからないところがいっぱいあります。当然、どこからの数字をとって、どういうふうに判断するかというのもいろいろとあるのだらうと思うのです。ですから、公営企業会計だったらなおさらのこと、本来は丁寧な説明がないと、決算書に書いてある単なる最後の数字と、実際の中身であるキャッシュフローの部分だとか、そういうものも含めてなかなか実態を理解できない部分があるのだらうと思うのです。本日は決算特別委員会なので、そういう意味では、病院の状況を判断をさせていただいた、安心をさせていただいたということでは、質問をしたかいたがかったというふうに思います。

それともう一つ、先ほどの損益勘定留保資金で聞き忘れたのですが、一番大きな費目は何でしょうか、またその金額は幾らですか。

○（経営管理）吉岡主幹

平成 22 年度の数字で申しますと、一番多いのが減価償却費になり、これが約 3 億 500 万円という数字になっております。これは、固定資産を取得して、翌年度から耐用年数に応じまして費用化をしていくということでの償却費で、実際には翌年度以降は現金が出ていかないけれども費用としては積んでいくという、費用化されていくと、これが一番、数字としては多い額になっております。

○濱本委員

病院としてはそのようなことで、平成 22 年度の決算を見ても、少しというか、まだまだ努力は必要なのでしょう

けれども、安心させてもらいました。

◎国民健康保険料の収納対策について

次に、国民健康保険の関係でお聞きます。

国保も、先ほどの病院の話と同様に、実はこれを見るのに、決算説明書、事務執行状況説明書、それから監査の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査意見書、これらをトータルで見ないとなかなか理解できないのが現実なのです。それぞれを見て、さらに経年変化となると、9冊ぐらい見ないと頭の中に入らないのが現実です。単年度だけ見ればいいということではないのだろうと思うので、そういう意味で、議会に対する説明の際には、何か工夫が必要ではないかというふうに思います。すべての議員が会計に詳しいわけでもないですし、いわゆる数字が出ているバックヤードには、いろいろな業務なりなんなりがなければ数字が出てこないわけですから、そういうものは見るべき必要があると思いますので、それを少し頭に入れておいてもらいたいと思います。

平成18年度から収納率だけを拾って見たのですが、おおむね安定しているような感じはします。例えば、22年度は現年分と滞納繰越分を合わせた全体でいくと84.8パーセントです。監査委員の報告書にはそのような書き方をしていますが、決算書にも、事務執行状況説明書にもない比率の書き方なのです。合計でいくと22年度は84.8パーセント、21年度は85.1パーセントで、その前年の20年度も83.2パーセントで、おおむねいいのかと。現年分で言うと、20年度93.5パーセント、21年度93.7パーセント、22年度93.4パーセントということで、ほかの収入の部、収入の比率から見てもいい比率なのではないかと思うのですが、20年度、21年度、22年度も含めて、収納対策としてどのようなことをされてきたのか、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

○（医療保険）保険収納課長

収納率向上の要因という質問ですけれども、まず国保料の収納業務と賦課業務を合わせて、平成9年ぐらいに税の部門から当時の保険年金課に移管しまして、そして国保事業の運営体制を一本化しました。そういう中で、体制としまして、新たな滞納者の発生を抑制するために、単なる納付遅延者への対応として、早期納付督促員として嘱託員を3名配置し、電話催告をしてもらいました。正規職員は、滞納者と接触し生活状況の聞き取りなどをしながら納付計画を立ててもらって、納付履行状況を管理していくと。その一方で、特別徴収員としての嘱託員が現在は13人いまして、その特別徴収員が個別訪問で着実な納付の習慣化を促すということで、職員と早期納付督促員と特別徴収員の3者の連携強化によって収納管理の徹底を図ってきたことが近年の収納率向上の要因であると考えております。

○濱本委員

時間がありませんので、最後に、二つだけ聞かせてください。

滞納繰越分の予算計上をするときに、ちょっと計算をしたのですが、調定額に対して23.35だったり25.76などばらばらに計上されているのです、滞納繰越しの項目によって。例えば、医療給付費分滞納繰越しは7,040万円で計上されているのですが、調定額から見たら23.35だし、ばらばらなのです。予算計上したときの比率は、どうしてこういう比率で計上しているのかという理由があったらお示してください。

また、今おっしゃったように、収納率が大変いいところにあるのですが、この収納率は、全道でどのぐらいの位置にいるのか、その2点を教えてください。

○（医療保険）保険収納課長

滞納繰越分の予算の算定の仕方になると思うのですが、予算をつけるときには、過年度分については、平成22年度でいきますと、前年度である21年度の決算見込みを出しまして、それに直近の8月から10月までの収納率を加えた率でやっております。算定の仕方はそういう形でやっております。

次に、道内での収納率の状況ですけれども、人口10万人以上で見ますと、小樽市は依然トップということになります。ちなみに、全部合計しまして、平成22年度決算では93.37パーセントでトップになっております。

○濱本委員

来年度の決算もそうなっていることを期待して、質問を終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。